
平成26年 第2回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成26年3月7日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成26年3月7日 午前9時06分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

欠席議員(なし)

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 芝 田 卓 巳君
書記 ————— 岡 田 光 政君
書記 ————— 前 田 憲 昭君
書記 ————— 小 林 公 葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 陶 山 清 孝君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 吉 原 賢 郎君
総務課長 ————— 加 藤 晃 君 財政室長 ————— 三 輪 祐 子君
企画政策課長 ——— 矢 吹 隆 君 地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君
税務課長 ————— 畠 稔 明 君 町民生活課長 ——— 仲 田 磨理子君
教育次長 ————— 板 持 照 明君 総務・学校教育課長 — 福 田 範 史君
病院事務部長 ——— 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 ——— 伊 藤 真 君
福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君
上下水道課長 ——— 谷 田 英 之君 産業課長 ————— 仲 田 憲 史君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 6 分開議

○議長（青砥日出夫君） 直ちに会議を行います。

ただいまの出席議員数は 13 名です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名します。

1 番、白川立真君、2 番、三鴨義文君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 改めて、おはようございます。亀尾でございます。

議長から質問の許しを得ましたので、これより3点について質問をします。答弁のほうよろしくをお願いします。

1点目は、水道料金について問います。西伯地区簡易水道を西伯地区上水道の料金に統一することは当然のことです。この統一を理由に、水道料金の負担増は道理に合いません。改定について、町内9カ所で説明会がされ、その中で出された意見をどのように受けとめられたのか、これまで一貫して、水道料金は町内格差をなくし、低位均一を求めて主張してきたことから問います。

1つ目、一般会計からの繰り入れで、料金の統一と負担増加をしないことを求めます。

2つ目、料金の改定は若者にツケを残さないと言われるが、若者の家計のやりくりは大変であります。若者定住策に逆効果を作用するものではありませんか。お聞きいたします。

3つ目、簡易水道と上水道ごとの収支をお聞きいたします。

4つ目、西伯地区、会見地区ごとの収支をお聞きいたします。

5つ目、私ども共産党議員団が、料金の引き上げをしなくても水道会計の赤字解消の申し入れについて行いましたが、その考えについてお聞きいたします。

質問の2点目、大豆加工所の整備を求めて問います。農業生産者は、農産物の価格低下と輸入農産物の影響で経営の安定は一向に良好の兆しは見えません。一方、消費者も安価で安全な食材を求めています。そのためには、地産地消の向上を図ることが必要であります。その思いに応えている場所の一つの大豆加工所は欠くことのできない施設であります。しかし、大豆加工所は老朽化を来しており、食品加工の場は安全面と衛生面を重視する点から見ると、修理、改善をすることを求めてお聞きいたします。

その1つ、大豆加工所施設は老朽化が進んで、早急に安全面と衛生面の対策に取り組むことを求めるものでありますが、どうでしょうか。

2つ目、器具の破損は緊急の課題であり、修繕を求めるものであります。

3つ目に、利用の実態をお聞きします。

3点目は、子育て支援施策について施策を求めます。水道料金の質問でも触れましたが、子育て中の多くの若者の生活実態は厳しい中でも、子供の成長を楽しみに頑張っています。12月議会の答弁で、学校給食費の無料化を考えないが、他の支援を行いたいと答弁を受けたことからお聞きします。

まず、1つ目、就学援助の受け入れ条件の緩和を求めます。

2つ目、義務教育児童家庭が、学校教育に関連する年間の金額は小・中学校の学年ごとで幾らでしょうか。お聞きします。

3つ目、小・中児童で、学習塾に通う児童数は何人であるか把握されているでしょうか。また、塾の平均の費用は幾らぐらいでしょうかということもお聞きします。

4つ目、スポーツ少年団・中学生の部活動に所属の保護者の負担月額は、それぞれ幾らでしょうか。お聞きいたします。

5つ目、新しく行う支援施策は、小学1年から3年生に教材費の補助が379万4,000円が当初予算に計上されております。しかし、全学年を対象に広げることを求めてお聞きしますが、いかがでしょうか。

以上、この場からの質問は終わり、答弁の後、改めて再質問で深めたいと思いますので、どうぞ御答弁よろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員さんの御質問にお答えをしてみたいと思います。

最初に、水道料金でございます。

まず、1番目でございます。一般会計からの繰り入れで、料金統一を進めたらどうかということでございます。公営企業の基本は独立採算であります。消火栓や簡易水道施設に係るものは一般会計で支出したり、国の補助金を充てたりしていますが、それ以外のものは料金で賄うことになっております。一般会計から出すという選択肢がないわけではありませんけれども、出どころは全て町民の税か料金かということございまして、料金として使用者の皆さんに負担していただくのが基本であって、一般会計のお金はいろいろな事業という形で町民の皆様にお返ししていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

若者定住に逆効果になるのではないかとということでございますが、地元説明会の中で、年金生活者は生活が苦しいのに、水道料金を上げないでほしいと御意見がございました。その都度、できる限り丁寧に説明し御理解をいただいたと思っております。また、水道料金は水道を使用した人が負担し、一般会計では少子化対策、若者定住化に力を入れていきたいと考えていますので、よろしく願います。

次に、簡水と上水ごとの収支、西伯、会見別の収支という御質問をいただいておりますが、これは非常に難しいわけでありまして。議員の皆様へは既に御案内のとおりですが、南部町の水道事業は、平成20年度より会計統合されておまして、現在1つの枠内で会計処理が行われております。このことは予算、あるいは決算においても1つの会計でお示ししているとおりでございます。しかしながら、そのような状況にあっても、上水道と簡易水道というように、国の制度上必要性があるために分けがなされていたり、費用の支払いの時点で明確に分けることができるものにつきましては、部分的に区分を設けて、それを情報として公開するというのもございます。決算書におきまして、動力費や修繕費、薬品費、支払い利息というようなものを上水道と簡易水道に分けてお示ししておりますのが、その一例であります。

もう一つの質問であります、西伯、会見の地区の収支でございますが、厳密な意味における区分は困難ではないかと認識しております。なぜなら、水道事業会計の収支には、人件費や事務費などの一般管理費、あるいは多額の費用を要するシステムの保守など、地区を区別することができない共通費用が多分に存在するからであります。このたび水道料金の改定案の作成に当たり、地区別の収支状況を調査するというのもございましたが、先ほど申し上げました理由から合理的な方法による明確な区分けには至っていないと理解をいたしております。さらに申し上げますと、この収支状況の調査はあくまでも3条予算、すなわち収益的な収支に係るものであって、4条予算に計上する企業債の元金償還など、資本的収支の状況を全く加味していないものであります。水道料金の算定に当たっては、原則、収益的収支の状況を基礎とするべきではあります、結果的には、ここで留保された資金を資本的収支、とりわけ企業債の元金償還に充当しなければならず、このことにも考慮が必要であることにも御理解いただければと存じます。水道事業の収入源であります水道料金は、複数年にわたり水道事業の経営の土台となることはもとより、町民の皆様の生活に直接関係するものでございます。一方の支出面では、わずかな期間で行う建設改良により生ずる減価償却費などの影響が、収益的収支の状況を大きく変動させます。大切なことは、短期間に変動した収益的収支の状況を見て、地区を分けながら料金の算定を行うのではなく、企業債元金の償還などのような短期間で生ずる資金需要のことについての考慮はもとより、長い

目で見ても、全体で費用の平準化を図っていくことであると考えております。

ちなみに、合併後の地区別収支の状況について参考までに申し上げますと、西伯地区では、諸木水源から東西町への送水管の布設が行われて、減価償却費や企業債の元金に係る利息償還がふえておりますし、資本的収支では企業債の元金償還などの資金需要が生じています。さらに今後も老朽施設の更新需要も見込まなければならない状況であります。また一方の会見地区では、田住の配水池の増設や老朽管の更新により、これも同様に減価償却費や企業債の利息償還がふえているような状況です。このように、合併後のわずかの間で行った建設改良だけでも、収支の状況を変動させること御理解いただきたいと思っております。

いろいろ申し上げましたが、本年度の公共料金審議会で審議された上で、このたびの料金改定の答申をいただいておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、共産党議員団のほうからの申し入れをいただいております。その申し入れについての考えでございます。まず、水道会計で充てている職員の人件費を町の一般財源で見なさいという申し入れであります。現在、上下水道課の職員4名で、水道の業務を遂行しております。その中の1名を水道会計より給与を支払っておりますし、他の3名は他の会計より支払っております。独立採算制の水道企業会計なら、せめて2.5名分支払う必要があると考えられます現状であります。御理解をお願いいたします。

次に、会見上水の営業公共用のものを西伯上水に合わせたらどうかという申し入れについてお答えします。このたびは平成26年2月9日、公共料金答申に基づく提案でございまして、答申の内容が西伯簡易水道料金を西伯地区上水道料金に統一する、2つ目が池野鶴田簡易水道料金を会見地区の上水道料金に統一すると、西伯地区上水道基本料金を1カ月37.5円値上げをする、会見地区の上水道基本料金を1カ月50円値上げするでございまして、西伯簡易水道を値下げした減収部分を水道使用者全体で負担していただくということで、住民説明会におきましても説明し、御理解をいただいたのではないかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

3番目に、一般会計からの繰り入れということでございますが、初めにお答えいたしましたけれども、税金は町民全員からひとしく負担することでありまして、使用料であれば使用した者が負担していただくということを、住民説明会におきましても説明し、御理解をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

次に、大豆加工所の整備についてでございます。まず、老朽化に伴う安全面と衛生面の対策についてでございますが、昭和59年に行っております旧法勝寺高校の武道場の建物内部の改造から約30年が経過し、建物自体は旧法勝寺高校時代のときからのものですから、全体的に老朽化

は進んでおります。2月上旬に施設内のガス釜の配管が折れるふぐあいがありまして、応急処置による対処で住民の皆様にご利用いただき御不便をおかけいたしました。これについては、早急に修繕を行い、現在では通常どおり利用ができる状態に復旧しております。他の機器や設備についても老朽化が進んでおりますので、利用者の安全面を第一に考慮し、計画的な更新や修繕などの対応策の検討を行ってまいります。また衛生面についてですが、施設内の機器や設備については老朽化が進んでいるものの、使用については影響がありませんので、洗浄や清掃、消毒の指導や利用者への食品を扱う際の衛生管理についての指導、これを町から随時行うなどして対策を行っております。

器具の破損について修繕を求めるとのことですが、これは突発的な器具の破損については、緊急性や安全面を考慮した上で対応を行ってまいります。また定期的に器具の点検を行い、未然の破損防止や計画的な修繕に努めてまいりたいと思います。

まず、次に大豆加工所の利用実態でございます。過去3年間の年間利用人員ですが、平成23年度が178名、平成24年度が186名、25年度が2月末時点で111名でございます。

次に、子育て支援策の関係でございます。この件につきましては、教育長のほうから答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 子育て支援策に係る御質問にお答えをしております。

まず、就学援助の受け入れ条件の緩和を求めるとの御質問でございます。現在、経済的理由により小・中学校に通学することが困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護世帯として認定し、給食費や学習教材費等の経費をお手伝いをさせていただいております。要保護の認定につきましては、生活保護法第6条第2項に規定する者とし、準要保護につきましては、要保護に準ずる程度に困窮している者としていますが、本町におきましては、生活保護基準の1.5倍以下の収入世帯といたしております。受け入れ条件の緩和をとの御指摘でありますので、この点からお答えをさせていただきます。要保護、準要保護の基準となります生活保護法が、昨年8月改正になっておりますが、本町での認定に影響いたします国の就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表が、いまだ国から届いておりません。したがって、今年度には影響はなかったわけですが、新年度への影響については、現在判断しかねる状況でございます。また並行しまして、文部科学省においては支給基準の見直しも行われているようでございます。こうしたことから、国の認定基準及び支給基準の両面から、その推移を見きわめ、適切に判断をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、各御家庭が学校教育にかかわり、支出する年間の金額は幾らかとのお尋ねでございます。学校が保護者の皆様から集金させていただきます主なものは、学習教材費、学級費、給食費でございます。学校、学年により差異がございますことを御承知ください。まず、学習教材費につきましては、学校、学年ごとに負担額が違っておりますが、西伯小学校では、最も高い6年生が年1万6,990円、最も低い3年生が年9,360円となっております。同様に会見小学校では、高い6年生が年1万4,275円、低い2年生は年7,780円、会見第二小学校では、5年生が6,700円、2年生が5,220円となっております。学級費につきましては、各学年とも同額であります。西伯小学校で年2,200円、会見小学校では年1,100円、会見第二小学校では徴収いたしておりません。したがって、小学校全学年での今年度の保護者の年平均負担額は1万5,252円となる予定でございます。次に中学校ですが、法勝寺中学校では、最も高い3年生が年3万4,004円、最も低い2年生が年1万6,182円となっております。同様に南部中学校では、3年生が3万7,033円、2年生が2万6,264円あります。したがって、中学校保護者の年平均負担額は2万7,678円となります。

負担額の差異につきましては、各校の学校課題、あるいは重点教科や重点分野等の取り組みの相違により異なっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。なお、各校とも毎年度学習教材等について、評価、検証を行い、購入計画を策定し、より安価で効果的な教材の精選に努めているところでございます。また、保護者の皆様からの集金に当たっては、毎月同額程度を納めていただき、一時的な高額負担を避けるよう配慮いたしておりますことを申し添えます。

また、一時的な支出としましては、入学時に必要となるランドナップや体操服、学習教材等のいわゆる新入学用品費がございますが、小学校入学時が2万5,000円程度、中学校では3万5,000円前後となっておりますが、各校指定物品の違いやサイズ、男女の別、購入店等により同じ校種でも若干金額が異なりますことを御承知いただきたいと思っております。

次に、給食費であります。小学校が1食当たり266円、中学校が315円といたしており、1食当たり13円を補助いたしております。したがって、保護者の皆様には1食当たり、小学校で253円、中学校で302円を御負担をいただいております。今年度、年間食数を小学校では185食、中学校では171食を見込んでおりますので、年額にいたしますと、小学校で4万6,805円、中学校では5万1,642円前後の御負担となると思っております。

次に、小・中学生のうち、学習塾に通う人数は何人か、平均の塾の費用は幾らかとのお尋ねでございます。学校ごとに正確な人数は把握いたしておりませんが、今年度の全国学力・学習状況調査の結果から、町内小学校6年生で41.9%、中学校3年生では60.2%が、家庭教師を

含めて学習塾で勉強をしていると回答をされており、県や全国平均とも近い結果となっております。小学校5年生以下、あるいは中学校1、2年生の状況についてはデータを持ち合わせておりません。また、塾の費用についても教育委員会では把握いたしておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、スポーツ少年団や中学校の部活動に係る保護者の負担月額はそれぞれ幾らかとのお尋ねでございます。スポーツ少年団におきましては、まず入部に当たって、スポーツ安全保険料を含んだ入団金2,500円が必要となります。また所属する部により、負担額に違いはありますが、育成会費が年額5,000円から1万円、その他ユニフォームや用具代、遠征費等が個人負担となります。中学校の部活動につきましては、基本的に毎月御負担をいただくことはありませんが、練習着や用具等、個人の使用にかかわるものについては御負担いただくものもございます。

最後に、新しく行う支援施策を具体的に聞くということでございます。お答えいたします。

一つには、子育て世代の中でも、より若い年齢層の保護者負担の軽減策として、小学校1年生から3年生までを対象に、学習教材費の無料化を実施いたします。先ほども申し上げましたように個人が使用する教材に係る費用については、現在保護者の皆様に御負担をいただいておりますが、これを取りやめ、予算で対応いたします。学年、学校ごとにその金額に違いがありますが、年間1人当たり平均9,138円の軽減となります。またあわせて、西伯小学校、会見小学校で毎月集金させていただいております学級費につきましても、予算で対応することとし、新年度は集金をいたしません。

次に、給食費につきましては、4月より消費税率の変更により賄い材料費の3%アップが見込まれますが、保護者の皆様に御負担いただく1食単価には反映させず、値上げ分は町費で対応をまいります。金額的には約140万円程度を見込んでございます。また、高校生等の通学定期券助成事業を新たに立ち上げ、日ノ丸バスの通学定期券購入費の2分の1を補助いたします。現在、高校生の多くは自転車通学や保護者の送迎であり、対象者は決して多くはないと思っておりますが、公共交通機関の利用促進の観点からも支援をまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁をいただきまして、それに基づいて再度質問していきますので、どうぞよろしく願います。

まず、冒頭にいろいろ数値を示していただくことをお願いしましたら、数々の数値を出していただくことに対しては、大変敬意を表しているところであります。

さて、順を追っていきます。まず、水道会計についてのことなのですが、私も9カ所説明会がありまして、厚かましく全会場にどういう意見が出るのかな、質疑はあるのかなということでお聞きしてまいりました。残念ながら、小さな範囲のところは結構参加者がありましたが、大きな地域のところは逆に参加者が非常に少なかった、例えて言いますと、法勝寺地区はわずか9人の参加者に落ちついたというところなんです。それで、池野だとか鶴田は10数名を超えて来られたというのがあったんです。私は、住民にやはりこのような負担増をかけることであれば、もっと小まめな説明会を開いて、皆さんに周知していただきたい、皆さんの御理解を得たいならそういうことをやっていただきたいということを、まず申し上げておきます。

さて、まず一般会計から繰り入れは、これは企業会計だからだめなんだということなのですが、そこでお聞きするんですけども、法的にこれは出したらいけないというぐあいには、先ほど町長の答弁では資本に係る分はということだったんですけども、一般の運営費については、出してはならないという法的なくくりがあるのでしょうか。そのことをまずお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長の陶山でございます。まず概念として、町長のほうが申し上げましたとおり、一般会計と企業会計の大きな違いは、独立採算を企業会計に求めるということでございます。それは、例えばきのうの一般質問の中でありましたけれども、下水道の会計、これは特別会計でございます。2億円を超えるお金が一般会計からその特別会計のほうに流れています。そのことによって、また100%に近くない、そういうものに対して一定の皆さんから、一般会計の税というのは公権力で法によって強制的に税として、住民の皆様からいけば、望まなくても取られるお金なわけです。その御負担によって一般会計を維持してるわけです。そのお金を使って、じゃあ企業会計の企業独自で運営しましょうと言っている、町でいえば、大きなものであれば水道と病院会計ですけども、ではここに、そのお金を使うことによってどういうことが起きるのかということ、一般会計で今回予算を組んでいます民生費であったり、それから道路の建設であったり教育であったり、ここに直接影響をしてしまうわけです。ここをコントロールをきちんとなししないと、例えば企業会計のほうはうまくいってるんだけれども、一般会計のほうがとてもではないけど回らないではないか、いわゆる強制的に皆さんから預かったお金が、きちんと地域のために使われないんじゃないか、ここが一番大きな矛盾ではないかと思っています。こら辺の議論をするために、総務省のほうで毎年繰り出しの基準というものを出します。繰り出しの基準の中で、私たちはこの範囲までは大丈夫なんだという範囲につきましては、これはきちんと手当てをするというスタンスであります。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、副町長から答弁いただきましたが、私が言うのはね、絶対それは認められないのかというくくりがあるのかということを知りたいんです。それで繰り出し基準があるということなんですけども、今の段階では繰り出し基準がいっぱい、100%ですね、その基準範囲内出てるのかということを知りたいんです、改めてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。繰り出し基準の分につきましては、今、一般会計のほうからきちんと出してるといってございまして、

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁は求めませんが、100%で出してるといってございまして、総務課長。

うなずいていただくか、首を振っていただく。100%出しておられる、基準内のということですか。はい、はい。

それですね、私がもう一つ、ここで聞くんですけども、いわゆる2つ目で言った若者の定住促進ということで、町長は、特に子育て支援とか、そういうことに今年度の当初予算で出しておられますね。私は、近隣町村と比べれば、日南町が一番高いようなんですけども、かなり高い本町なんです。そういう中で、結論から言いますと、四百数十万が会計の中で不足ということなんですけども、私はそこを上げたことによって、わかりませんよ、結果だから。やはり南部町に住みたいという気持ちに対して逆効果ではないかと思うんですが、その点についてどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。確かに御指摘のとおりであります。水道料金だけで比較すれば高いほうに属すると思うように思っておりますので、これを前面に出してやればですね、これは逆効果になると思います。水道料金ばかりで来られるわけでもないと思いますので、他のさまざまな魅力的な施策を打ってですね、それを超えるだけのものを提供すればいいわけでありまして、若者を呼び込むということについては、いろんな総合的なものだというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 一つはですね、私は子育て支援出されることも非常に結構なことなんですけども、もっともっと要求をしたいんですけども、ただ、よくそれはいろいろな考え方もあるんですけども、子育て支援は子育てが終わったらそれで支援というものは終わりますね。ところが水道

というのは、これは生まれてから亡くなるまで、生涯終えるまで結局負担をしなければならないという状況から考えると、非常に支援については長期間、いわゆる生まれてから墓場までその負担の軽減がなされるということなんです。あえてそれ以上は言いませんけど、そういうことも十分やっぱり考慮すべきだなというぐあいに思います。

それから、先ほど簡易水道と上水道ごとの収支ということをやったんですが、これはなかなか難しいということなんですけども、ここに26年度の当初予算に、31ページなんですけど、26年度の南部町水道事業会計予算明細書の中に、上水道や簡易水道の金額が分けて、収入も歳出もあります。これについては答弁は求めませんが、こういうことに載ってますので、出せることではないだろうかというぐあいに思います。

それで、もう一つ、私がここで言いたいのは、西伯地区と会見地区ごとの収支をお聞きしますということを出したんですけども、これは私は、審議会のほうの資料、いわゆる議事録に載っております。参考までに言いますが、まず費用ですということ、平成24年度では約4,210万円、これは会見ですね、会見地区の水道は24年度は約4,210万円、収入が3,960万円となっており、差額が約230万円の不足、いわゆる赤字になっているということなんです。一方、西伯地区はどうかということと言いますと、西伯上水の部分を切り取ってみますと、平成23年度の改定で料金が上がったことに起因して、平成24年度見込みで見ますと、1,160万円の収入超過になっているということ、差し引きするとね。つまり、旧西伯で部分地区から見ると黒字になってると、ところが旧会見からいうと赤字になっているということ、それで、私はこの金額がいわゆる赤字になってるんだけど、私があえて誤解されると困りますけども、じゃあ会見地区は赤字の部分出せとか、そういうことではないんですけども、つまり対比してみますと、私が言いたいのは何かと言いますと、23年度の中で、西伯の水道部分が値上げになりましたね。それで比較してみますと1.5倍です、会見と西伯の料金の差がね。なのに、天津で出たんですけども、説明会で、23年度に引き上げたのに、また基本料金を西伯側で37.8円ですか、上がるのはどういうことかということなんです。答えはあったのは、簡水の部分が引いた分は、それはみんな負担しなきゃいけないので西伯にも御無理言いますということだったんですけど、私は、これについてはまた差が開く、将来統一するために、これはどうなるかということなんですけど、そこら辺はどういうぐあいに考えておられるんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。水道料金の審議会の中では、ざっくりばらんに大ざっぱな数値なども示して、議論がなされたようでありまして、そういう資料を見られてできるので

はないかというお尋ねだったと思いますけども、さっきそこで答弁しましたように、厳密に言えばなかなか難しい、ここで話しますときちんと議事録に残りますしね、いいかげんな数字は答えられんということでもあります。規模も違いますしね。共通経費というものがかかるわけですから、なかなかお答えにくいわけですが、わけですがですよ、大ざっぱに言いまして、この合併後に旧西伯のほうは東西町の諸木水源からの送水管の工事をしました。それから会見地区では、田住の配水池をつくりました。それから中央監視システムをこの下につくっておりますが、これは両地域を全部見るというものであります。こういう短期間に莫大な投資をしているわけです。この短期間に莫大な投資をしたものを、ある時点で区切ってみれば、分母の大きい西伯のほうは若干黒字になります。それから少ない給水人口で大きな投資をした会見地区のほうは赤字になります。さっきおっしゃったとおりで、会見側が赤字、それから西伯側は若干黒になってると、こういうことでさっきおっしゃったとおりなんです。ただ、これは瞬間的なことであって、この起債償還などは今後何十年にもわたって、ずっと返していかないけんことでもあります。ですから、最初の答弁でも言いましたように、やっぱり平準化したもので判断していかざるを得んと、将来を見据えて、妥当な水道料金というものを検討していかないけんこと、今時点ですぽんと切れば間違いなく西伯側が黒だし、会見側は赤になつとります。それがそうなんです、それで、きのうの秦議員の御質問にもあったように、どんどんどんどん水需要が伸びていくようなときには、従量料金を上げてやっていくようなやり方も一つのやり方だということに思うわけですが、今後は水需要がどんどんどんどん下がってくるという見込みを持っております。下がっている水需要に対して、今莫大な投資をしたものをずっと返していかないけんわけですね。そうしますと、やっぱりその基本料金といいましょうか、基本料金というものをある程度ウエートを置いて、使っても使わなくてもこの投資に見合う部分は、将来にわたって返していただくような手だてを講じておくと、今のものだけでいいこととして、将来ツケ回しをするということにつながるといように思っているわけです。そういうことで、基本料金の値上げをお願いします。

それともう1点は、最初の答申では、土俵をまずそろえるということを行いました。土俵をそろえる。基本料金の考え方が違ってましたからね、西伯と会見と。まずそこをそろえたわけです。水道の収支ということではなくて、料金統一に向けての、まず両地区の土俵をそろえるということからやりました。ようやく一定の土俵はそろったわけですから、今度は基本料金をそろえるところへ持って、本当は一気に持っていきかけたわけですが、余り大きな値上げになればお互いに困りますので、近づけたというぐあいに御理解ください。最終的に料金統一を実現するには、基本料金も従量料金も一緒になるのが一番いいわけですから、せんとまた統一にな

りませんから、まず基本料金の部分を徐々に近づけてきているという段階です。この段階はもう2段階、3段階とあると思います。そういう段階を追って、最終的にはそろえていくという考え方を持っているわけです。

そういうことで、数字をはっきりこの場で申し上げにくい事情も御賢察いただきたいと思えますし、それから地区ごとの収支状況からいえば、瞬間的にはそのようになっておるといふこと、それから、基本料金で将来の投資した部分を一定程度賄わんといけると、水需要が減っていく中で、投資をしたもんを回収するにはどうするかということを考えれば、そういう手法にならざるを得んと、こういう事情でございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） いろいろ、るる説明をいただきましたが、基本的には私の考えとは、結局合わせると、基本料金を合わせるということで、会見側が50円上げ、西伯側が何ぼでしたかいな、30何円上げて、それで合うかと思ったけど、また西伯は旧西伯の850円からまた上がったと。（「縮まった」と呼ぶ者あり）縮まったですけど、私はそれがよしとは言わんですけども、上げるべきではないということ、まず主張しておきます。

それで、次に一般会計から、共産党のほうが提案したのんが、3点上げとったわけですが、まず人件費の問題なんです。先ほど、きのうの同僚議員の質問の中でも、職員の水道関係では1名分だということと言われたんですけども、当初予算、これ見ますと、1人ですね、非常勤職員が、社会保険も加えると、年間で240万9,000円、これ会計が上がってますね。これは、1人分じゃなくて2人、1人分ではなくて、厳密に言ったら2人じゃないでしょうか。その点、どうですか。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長です。臨時職員、1人は水道で、水道のこともやっておられますし、また下水のこともやっておられまして、1名減、前水道会計で2名おられましたので、その1名退職されたのでちょっと補充ということで、採用しております。

○議長（青砥日出夫君） 坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） ちょっと誤解を生む答弁ではなかったかと思えますので、私のほうからします。

いわゆる人件費というのは給料であります、給料。この臨時さんのものは物件費と言っております。賃金は物件費であります。給料ではない。そういうことでございます。亀尾議員からいえば、一緒のことじゃないかって思われるかもわかりませんが、会計上そういう分類をして

会計しておりますので、御理解をいただきたいと思います。今、課長のほうから申しあげましたが、以前は2人分を臨時職員の物件費見ておったということですが、1名にしておるといふことでもありますけれども、これは物件費であります。それから給与ですね、さっきも言いましたように一つの企業会計を運営するには、本当は最低2.5人ぐらいは必要なんですよ、実際職員が4人ですか、給料払っている職員が4人いて、公共下水や農業集落については、非常に安定をしております、ほとんど手がかからんという状況になっております。修繕とかですね、そういう部分に手がかからないという状況になっておるが、水道については、しょっちゅう断水をしたり、あるいは県道の工事、国道の工事などとの関係で、非常に現実的な仕事の量が多いわけです。それを1人分で見ているということでありまして、ここに我々の努力も御理解をいただきたいというように思うわけです。一つの企業として運営しておりますから、最低1人の職員の人件費、それから職員というわけにはいきませんので、臨時さんをお世話になって物件費でお支払いをしておるといふ状況でありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長から答弁いただいたんですが、私ちょっと確認したいんですけどね、この26年度の当初予算見ますと、いわゆる款項目のところの目で見ますと、総係費として、町職員の分を給料として総係費の中に載ってます。ずっと何段目かおりたところで、今度は報酬として非常勤職員1名、それで社会保険料も含めて書いてあるんですが、なぜこの分だけが物件費というぐあいになるんですか。じゃあ総係費の職員のこれも物件費なんですか。お聞きします。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今ちょうどそれ見ておりませんが、正規職員は給与で払っておりますので人件費、それから臨時職員、非常勤職員については物件費というぐあいに、私の頭の中では整理しております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長の頭でそうされてるみたいですけど、これは、きちんと会計上いったらそういうぐあいになるんですか。もう一度答弁お願いします。（「予算書」と呼ぶ者あり）予算書、26年の。予算書の33ページと32ページ。

○議長（青砥日出夫君） 休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時06分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。決算統計上は、賃金というのは物件費だということでもあります。今の水道会計の人は3年間という非常勤職員報酬でお世話になっておるといことですから、報酬という名前で呼べば人件費に組み入れるべきものだということでもあります。ただ、性質上ですね、性質は物件費であるというぐあいに思っております。

それと、現在、統合事業をしております。統合事業をしておりますので、3年間程度お世話にならないけんということで、臨時的に職員を雇用しておるといことでございますので、若干その使い分けみたいな言い方になってしまいましたけれども、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 人件費のことで、位置づけて、べきだと思います。

そうすると、この方の、先ほど課長の答弁もあったんですが、水道だけに仕事を携わってるんじゃないくて、下水のこともあるというようなことだったですね。そうすると、これはやっぱり一般会計から繰り出して、この方の報酬は支払うべきだと思うんですが、その考えについてどうでしょうか。決して、違反にはならないと思うんですが。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 違反とかなんとかということではなくて、さっき副町長が申しあげましたように、地方公営企業会計で経理をしなければいけんわけであります。そういう、一々これをしてはいけん、あれはしてはいけんということが書いてはないと思っておりますけれども、法律にはですね。地方公営企業法の精神からいって、必要な費用は料金で賄うと、それを公営企業の精神に基づいてやれというのが法律の趣旨でありまして、そういう考え方には立たんわけであります。

それと、さっきも申しあげましたが、今事業をしております、大きな。統合事業をやっているわけです。統合事業をしておりますので、本来からいえば、3億も4億もかかるわけですから、本当は正規の職員を1人きちんと配置してでも事業は本当せんといけん、実際やっておりますよ、やっておりますけれども、それを水道が大変なので、水道は1人だけ、ないわけいきませんので、人件費は見て、そしてあとは非常勤の臨時職員でお世話になっておるとい形をとっております。そういう努力を、私はもうちょっと認めていただきたいと思うわけです。本来なら、さっきも言ったように2.5人はおらんとできない、そして、このような統合事業というような

大きな事業をするときには、もっとでも本当は職員が要するというぐあいに御理解いただいて、それを1人プラス1人の非常勤職員でやっておるという、そういう努力をしておるというぐあいに御理解いただけませんか。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 仕事量については、4人、それから臨時職員1人の方で十分間に合っているんだと、私も全然思っておりません。ただ、会計がね、あり余って、お金が、黒字黒字の中で、それの中でもこうやってるんなら、それは抜きなさい、一般会計から入れなさいということは決して申す考えはありません。しかし、年間四百数十万円の赤字の中なんだから、少しでもやっぱり会計を補助するというか、援助するという立場に立つということをしかりとやっぱり考えていただきたいということです。そのことを主張。

それから、2つ目なんです、申し入れした中で、いわゆる旧会見、旧西伯の中で、水道料金そのものが格差がありますね。そういう中で、旧西伯にある公共施設、ここの役場、学校、それから公民館とかいろんな施設の水道使用料は、西伯の料金体系で払っております。会見の場合は、会見の天萬庁舎、それから公共施設、中学校も小学校もあります。そういう施設は、やはり各世帯の財布から負担になるわけじゃないんですから、町の予算の中なんですから、そこは、やはり西伯の料金並みで徴収すれば、十分それが賄うというぐあいに私は思うんです。それであえて、私どもがお願いしとったのが、全員協議会の説明の中でお願いしとった、一体格差がどういうぐあいになるんですかということだったら、資料を出していただきましてありがとうございます。その中で、結果ですね、165万6,000円の料金が入るというぐあいに報告は、資料をいただきました。だから、それも水道会計の改善を見るならば、どうなんですか。できないでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長です。この会見の公共料金を西伯の公共料金の料金体系にするということで、資料を出しまして、160万5,600円ということあります。しかし、これはここだけを変えていくというふうな料金体系をすると、今度は会見の公共じゃなくて事業所もあります。そうしていくと料金体系自体が複雑になってまいります。だんだんと複雑になってきます。しかも、それは公平ではないと思うんです。一応役場の施設だと思っておられると思います。でもやっぱり役場の施設だから、そこだけを変えとかいうんじゃないで、これ自体が住民説明会でもう説明してまいりましたけど、この一応1割の簡水地域の料金を下げることによって、収支を全体で、皆さんで負担していこうと。よく私思うんですけど、一人はみんな

のために、みんなは一人のためという言葉もございます。全体で、やっぱりそこは次の公共料金審議会の28年以降のやり方で考える中で向かっていったらいいんじゃないかと、私というか、うちの事務局の上下水道課の職員、町長、執行部とも相談したり、いろいろやってたんですけど、審議会でもいろいろな意見ありましたけど、やっぱりそこはみんなで公平に負担していくのがいいんじゃないかということで、こういう今の料金の改定の案になりましたので、そのことはよろしく御理解をお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） みんなで負担するということ、課長言われましたね。税金もみんなの税金ですよ。それは、だから税金です。その、税金じゃない、町の財政というのはみんなのお金ですから、みんなの。だからその中から払うということは、みんなで負担することじゃないですか。どうなんですか、その考え。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。みんなで負担することに、これは変わりはないんですけども、よく御存じのとおり今の法令繰り出し基準だとか、それから水道法、またはその施行規則の中でも、公共施設に対して無償するのであれば、それは繰り出せということになってます。南部町はどうしてるのかというと、無償にはせずにそこにメーターをつけて、出した金を一般会計がお金を支払うという構造になってますね。ですから、そこに値段を、公共料金の部分を値段を上げれば、当然一般会計から出すことになると、すなわち同じことじゃないかと、安くなるからいいじゃないかということですけども、私はその考え方をすると、先ほど一番最初に申しました企業会計の本旨というところに、全く触れずに一般会計からこうやってお金を出せばということと、全くこれは考え方がイコールなわけです。ですから、私どもも今回の基本料金の値上げ等に全場所を、亀尾議員と同じように回りました。そういう労力を避けて、全てを一般財源の中から投下をすれば、どこかまでは、それはうまくいくのかもしれませんが、しかし、そういう状況にはないわけです。少子化の中、さらに高齢化が進んでます。水道の使用料は減っていく、その中で、やはり真剣に住民の皆さんと向かい合って、これからの公共料金をどうするのか、下水道についても、今、総務省のほうは公営企業会計を持ってというぐあいに指導してます。簡易水道は今、私どもそうしましたけれども、簡易水道会計も公営企業会計化せえと、少なからず、近い将来はこの公営企業の中で、皆さんが受益者の負担しながらやる会計というものが目の前に来ると思うんです。水道会計だけ、一般会計で投下しながら住民の皆さんに御負担はどうなのか、今の会計制度がどうなってるのかということの説明しないほうが、やはりこれは行政として、本

来の仕事を怠ってることになるんじゃないかというぐあいに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど副町長から、無料の部分は、それは出してもいいよと、でもその差額の部分は無料じゃないですか。旧西伯と会見だとか。その突き出た分、その分は。これはやっぱり無料の部分だから、それは出しても構わんじゃないですか。そのことを主張します。

それから次、3番目にですね、いわゆる会計は一本ですね、水道会計というのは。しかし、その中でも今回引き下げに該当する簡易水道部分ありますね。ここには、一般会計をつぎ込んでもいいでしょ。公営企業法だといっても、ないんだから。会計ではそうなってるんだが、実情としては簡易水道で、依然として簡易水道という名目でやってるんだから、そこは一般会計をつぎ込んでも問題はないでないですか。どうですか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 陶山でございます。ちょっと私の言い方も悪かったかもしれませんが、けれども、南部町がとってるやり方は、一般会計からお金を使った分だけを公共料金として支払っていますから、言ってみれば無料にしていることは同じなわけです。じゃあそこを値上げをすれば、いわゆる学校の使ってる分を値上げをするということは、結局は一般会計からたくさん出すということに変わりはないわけです。企業会計を支援するために、じゃあ公共料金を上げるかわりに、公共施設の使用料を上げるということは、言ってみれば同じことなわけです。そういうやり方というのは、本来の企業の会計がどうなってるのかをごまかすことにつながらないかということをお願いしたかったわけです。ですから、そういうことではなくて、きちんと今の会計はどうなってるのかということ、皆さんにきちんと御説明をして、今の会計の中ではあれば、大きな投資をしなければ平成34年か35年ぐらいからはお金を返していく、お金というものが1,000万単位ぐらいで落ちていきます。そうなったときには一定私は安定すると思っておりますけれども、しかし、人口がどうなるのか、皆さんが使う水道の量がどうなるのかということが、大きな問題になってくるといふぐあいに思います。そういうことを、今後の料金改定について、審議会等を通しながら、推計をしながら、今後の水道料金をどうするべきなのかということをお諮りしていかなくちゃいけないと思いますが、今回の改定はどこに問題があるのかということ、住民の皆さんに御提案した中では価値はあったというぐあいに私は思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。簡水について入れればですね、上げんでもええのではないかと、こういう御意見でございます。きのうの秦議員さんのお答えの中で、私は、例えば

赤谷簡水に今回の予算で600万ぐらいですかいね、災害復旧事業債を受けて、そういう予算の提案をしております。考えますのは、この会計が簡易水道だったとするならば、これ町で災害復旧事業債を受けるわけですから、災害復旧事業をするわけですから、町でそれは借金にして、町でやるわけですから、そういう何というかな、言い回しというかな、手法というかな、そういうことをもって、水道会計が支援できないのかなということを考えているということ、きのう秦議員さんに言ったわけです。だったらすぐすりゃええがなということかもわかりませんが、いずれ、こういう矛盾をほっておくことにはならないので、それをその全部料金にはね返らせるということは、なかなかこれは難しいことだろうというぐあいに私自身も思っております。そういうときに、やっぱり町民の皆さんも納得していただくにゃいけんし、それから、国や県もこれに伴って交付税入れてくれたりしておりますので、国や県にも納得していただく考え方として、その上水と簡水と一緒にしたわけですから、上水と簡水と一緒にした、だけど簡水でやっておれば、会見のようになりますね、簡水でやっておれば一般会計でやるわけですから、水道会計に負担を負わずにやるわけですから、そこになるほどな、一理あるなという御理解がいただけるのではないかなということ、きのう答弁したわけです。そういうことは、この水道統合を進めていく中で、何とかせんといけんわけですから、その何とかする手法の一つとして、私は考えております。考えている。ただ、そういう結論が出んうちに、どんどんどんどんそういうことを先走ってやっではいけません。今の状況は、もう明らかに料金が不足している状況ですから、本当は妥当なところはここだとすれば、このレベルだとすれば、ちょっとぐらいはお世話になっておかんといけんということです。だけど、最終的に両町の料金統合していく中で、あんまりにもこの手の届かんような料金値上げなんてことは納得、受け入れていただけんと思っておりますので、これはそのための理由として、理屈として簡水というものに着目して、一般会計のほうから一時的に繰り入れることができはしないだろうか、ということについて国や県の実情も得ながら、また住民の皆さんの理解も得ながら、やりたいという思いをきのう話したわけです。御理解いただきたいと思っております。

後ろでね、応援団がたくさんおられますので、あえて申し上げておきたいと思っておりますけど、水道料金は安いほうがいいと、きのうも言いました。安いほうがいい。だけど、一方で企業会計で運営を、経営をしている限りはやっぱり節度というのがある、人件費も入れとおっしゃいますけれども、今1人ですから、最低1人ぐらいの人件費はないと、企業会計やってますというようなことになりません。それから、これはみんなですね、起債なんかに影響するんですよ。それから、水道統合事業4億円もかけるわけですから、これも国の補助金と一般会計からの支援です

わけです。負担なしでやるんですよ。水道会計負担なしで水道統合事業の金田から落合浄水場の管は引っ張ってくるんですよ。そういう努力をしているということ、私は町民の皆さんにわかっておいていただきたいと思って、あえて言わせていただきました。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ずっと水道問題をやっておりまして、時間がありませんけども、最後に1点だけ、指摘というか、お聞きになるか、答弁あるかどうかわかりませんが、私は町長が簡易水道の部分も利用しながら、何とか県とかそういうところ折衝して、そういう手もあるんだというぐあいに言われたというぐあいに理解するんで、ぜひそういう方向にさせていただきたいということと、もう1点は、説明会に出て、中でこういうあったんですよ、最終的に一体統合したら幾らになるんですかということ、何回もありましたね。でも、町長の答弁では、朝金から落合浄水場を引いたら、その中で3つの井戸のうち、1つか、あるいはわからんけども、それが利用せんでもいいようになるだろうと、そうすると、その経費が減るんで、その後でその時点のところで見たいということだったんです。私は、それが何十年も先にそういうのが実現するのは別ですけども、27年度中にはおおよそできるというぐあいにあって、28年か29年ごろには統合を目指してということなんです。

私は、物すごい莫大なお金が、赤字の部分なら別ですが、70億近くの予算の中で400万ほどですね、年間。緊急避難的なことからいえば、あらゆる手だて、私が言いましたように、非常勤の職員の出すお金、あるいは公共の同じ数字に合わせるとか、そういうことをするためにも、やはり不足の分があればそこは応用してやっていただきたいということを指摘しておきます。

時間がないので、大豆加工所のほう行きますので、よろしくをお願いします。私は言いたいの、みそづくりのところ、相当な現状を見てほしいという声があったもんですから行きました。そしたら、ガス管がですね、ガスバーナーのガス管のあれが腐食して折れてしまったんだそうです。それで緊急的なことがあったんですけど、非常に水道は目に見えますが、漏れるの。ガスもおいとかそういうのはわかるんだけど、非常に危険なんで、これはやっぱり早急やるべき、それを応急だなくてやっぱり抜本的にやるべきだというぐあいに思います。それから衛生面のことにつきますと、天井なんかやっぱりしみがあるんですよ。多分ね、これ雨漏りが今あるかどうかはわかりませんが、非常に汚れた状態であります。それから、夏分は影響ないかもしれませんが、冬分は特に雨が降ったりなんかすると、その周辺ですね、出入り口の辺がびちょびちょですわ。あそこは、やはり泥靴で上がるようなことも衛生面から考えればあるんで、そこら辺のいうところも整備とか、そういうことについてはどのように認識されているのかお聞

きします。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。町長答弁にもありましたように、昭和59年の法勝寺高校の建物の一部を改装して、今の大豆加工所を新しくしたというところであります。30年近く建っております、非常に老朽化もしておるということでもあります。ガス管の漏れにつきましても、既に業者さんのほうにお世話いただきまして、ふぐあいのないよう改善をさせていただいております。とはいえ衛生面、雨漏り、あるいは冬季の出入り口の状況はどうかということでもあります、非常に老朽化もしているわけですが、建物自体趣のある、長年にわたって地域の住民の皆さんに愛されて使ってきていただいた、そういう建物であります。今後も、やっぱり皆さんに本当にそういった身近な施設として使っていただきたいというふうに思います。したがって、冬季のほう、雨漏りの調査並びに確かに衛生面で入り口付近等、舗装のない状況であります。そういったところにつきましては、採石を入れ込むとか、そういうような手だても今後考えていきたいというふうに思いますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 産業課長、利用が全くないような状況なら別ですが、結構みそがね、やはり手づくりでやっておられる方も結構おられます。そういう中で一概に私は建てかえをせえとか、そういうことは申しませんが、しかし衛生面、それから地産地消の促進のためにはやはり修理は十分して、特に安全面と衛生面には気をつけていただきたいということを改めて要求しますんで、よろしくをお願いします。

もうあとわずかですが、今度は学校への補助なんです。去年12月に、先ほど最初から申し上げました、学校給食費の無料化ということを行ったけども、それは考えてはいないと、別の面で支援したいということで、私も大変期待しておりました。ところが予算書を見ますと、1年生から3年生までの教材費というんですか、その補助をとということなんです、改めていろいろお聞きします。答弁がありましたね、物すごい金額ですね、子供大きにしようと思ったら。どんどん所得がふえてる状況であればいいんですけども、私ももう既に40数年間前に保護者だったときから比べると驚くような状況です。そういう中でも、子育てに頑張っておられる方のこと、それで少子化は大変だということであるんなら、やはり思い切った対策をすべきだというぐあいに思います。そこで教材費のほうで、1年から3年生までがやられるんですが、せめてこれをもっと学年を上げるような考えをね、どうでしょうか。ぜひ今年度で、もうちょっと補正でもい

いですからやる考えはないでしょうかということをお聞きします。そのことが、先ほど水道料金でも、町長にも申し上げましたが、子育てのことに力を入れていると、特別なことをやっているということになれば、若者の定住も幾らか促進が図れるんだと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。ことし初めて教材費、3年生まで無料にするということで、予算を今提案をさせていただいております。さらに拡大をして、補正でさらに拡大せえということでございますけれども、少なくとも補正で、そういう要求をする現在、考え方はございません。まず、議員さんのおっしゃっておられることがわからないわけではなくて、理解もできるところはございますが、まず前提として、答弁のほうでも申し上げました。所得が低いと、なかなか困難であるという方につきましては、そこで基準の問題があるんでしょうけれども、こういう教材費、あるいは給食費、そういうものを全てこちらのほうで、まずは見ているんだというところの前提を、一つは御理解を賜りたいというぐあいにも思っておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） そういう考えが、今のところは補正での手当てを上乗せ手当てをする考えはないという答弁だったんですけども、私はここにいる連中、連中というか……（笑声）皆さんは、連中はこれは取り下げます。いる皆さんは、現役の子育ての方はおられるかもしれませぬ。ほとんどね、その役割を終わった状況なんです。（「またそんな、またそういうことを言う」と呼ぶ者あり）そうするとね、やはりね、その方たちの立場に立って、やはり考えようではありませんか。実際ね、大変ですよ。私も、たとえ現役であつたらですよ、子育ての、大変だと、やれんぞという気持ちが起こるのが当然ですわ。だから、そういう中で、先ほど教育長が上乗せの考えは今のところないと言ったんですが、ぜひ再考をお願いしたいということを改めて要求します。

それから、要保護、準要保護の基準がまだ届いてない、基準表ですか、まだ届いてないということなんですが、それを見られて今まで、25年度よりも厚みがふえているのか、あるいは減っているのか、それはわかりませんが、そういうのは恐らく減る状況が強いんじゃないかと思うんですが、そういう中で、やっぱり町独自で基準をちょっと緩和しようという考えはどうでしょうか。お持ちでないでしょうか。これは、まだ基準表が出てないんで、どれだけの予算がかかるかということとは試算は難しいと思いますけども、考えとして、子育て支援へ全力を挙げたいという、せめて、その心意気でも示すべきではないでしょうか。どうでしょう。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。今の基準の問題については、答弁をしたとおりでございますので、そういうものが明らかになった段階で、さまざまな角度から検討をして適切に判断をしたいというぐあいには思っております。いろいろですね、この改定をめぐって、いろいろな若干の動きがあるのも事実であります。管内、管内といいましょうか、この西部町村の中でどうだろうかという動きのところもあるようでございますが、まだどこもそういう意味では大きな変更がなされてはいない状況であります。

それと、現在町独自でということのお話もございましたけれども、恐らくお調べになられるとわかれると思えますけれども、少なくとも現在の基準の中で、本町が対応しておりますお手伝いをさせていただいてる中身については、西部管内で決して劣るものではありません。高い水準で応援をさせていただいてるというぐあいに認識もいたしておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、先ほどの教材費ということでございますが、先ほど申し上げたとおり、少なくとも補正で追加をお願いをするということは考えておりませんが、もちろん、議員さんも御理解いただくように、これは予算あつての話でございますから、そのあたりは御理解を賜りたいと思えますが、あわせて、このたび少子化、負担軽減、あるいは定住促進というような観点で研究をしていきます中で、やはり教材費を学校のほうで精査をして、保護者の方をお願いをしているということでございますけれども、やはりさらにそういうことでいただく教材費を活用して、補助教材等購入させていただくんですけれども、そのところの活用が本当にきちっとできているのかというところも、もう少し私どもも精査もして、そのあたりをお願いをする金額がきちっと、さらに厳密にといいましようか、そういうものは取り組んでまいりたいというぐあいに思っておりますし、それから予算で見ておる教材費につきましても、若干旧町時代のベースが残っております、ある切り口で見ると、少し不公平感もあるのかな、そんなことも見えてまいりましたので、そういう予算の中身の問題や、それから御負担をいただく金額のより公平感といいましようか、きちんと生かされるように、そういう側面からも見直しをしてまいりたいというぐあいに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 申しおくれました。尋ねるところで、要保護、準要保護が現在のところ何名か、もしつかんでおられたらお聞きしますが、どうでしょう。数がわかりますでしょうか。突然で申しわけないです。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。現在のところということで御理解いただくということで、今年度の予算要求時5名、要保護家庭5名ということで要求をしておりました。現在7名の方から。それから、準要保護認定につきましては、予算要求時45名でしたが、現時点45名ということでいただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 突然に数字を求めて申しわけなかったですが、課長が言われたのは、要保護が2人ほどふえてるという状況ですね。準要保護はイーブンだということだったんですけども、私はやっぱりこういう状況でふえていますね。だから、かからなかった人、いわゆるそのボーダーラインに達しなかった、本当にわずかだけでも達しなかったという人があると思うんですけども、今度この4月から消費税が上がりますね。そうすると、ますます厳しい状況が生まれると思います。だから、くどいようですけども、やはり何ていうんですか、ハードルをもっと緩めていただきたい。このことも求めるものであります。

その上に、消費税が上がるとあらゆる面にかかるものですから、くどいようですが、教材費も学年を上げていただきたいということを申し述べておきます。

時間がもうあとわずかですが、総じて私は、総論的なことを言うんですけども、お金の予算、町が持っております財布ですね、この中のお金の使い方は決してその無駄が多いとは言いませんが、しかし住民が喜ぶ、みんなが恩恵を受ける公平な予算の使い方、そういうことをやっていただきたい、それで当面水道料金が負担増になるわけですから、これについて、やはり手だてを含めて、何とか先ほど私が要求しました3点について、善処いただいて、負担増は食いとめるということをしていただきたい。最終的に水道料金は落合の浄水場に朝金から引いた後で、最終的にやはり判断すべき、決して私は値上げを容認するわけではありませんが、そういうことまで、そのところまでやはり待っていくということを、ぜひ再考をお願いしたい、このことを申し上げます。

それから、大豆加工所も地産地消のために建てかえとは言いませんが、きちんとされて、利用度を上げていただくこと、それから、先ほども言いました教育のことでなんです、子育て支援の立場から、もっともっとできる範囲を広げていただきたい、このことを申し述べて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 少しトイレ休憩をしたいと思います。再開は10時55分。（「11時」と呼ぶ者あり）11時。11時で、ほんなら、11時。

午前10時46分休憩

午前11時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、5番、植田均君の質問を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 5番の植田均でございます。通告に従いまして、水道料金と住宅リフォーム助成制度創設について質問をいたします。

第1点目の質問ですが、今議会に西伯簡易水道料金の値下げと、その他の全ての水道区分の13ミリ基本料金の値上げが提案されています。西伯簡易水道の引き下げは当然で、遅きに失したと思います。しかし、負担の公平と水道事業会計の赤字削減として、基本料金の値上げの提案は住民説明会で十分な理解が得られたと言えるでしょうか。水道料金の値上げは命と直結しています。住民の暮らしを最優先に考えれば、あらゆる努力と知恵を使い、値上げを回避しなければなりません。また、平成27年から29年に予定されている料金統一は水道事業会計の独立採算を理由にした会見地域の値上げとなれば、住民生活を根本から脅かすことになりかねません。地方自治体の仕事は、安心して住み続けるための条件整備が大前提です。水道料金は、低い会見の料金に統一することが住民の福祉を守る道であり、これ以外の選択肢はないと考えます。このような立場から、以下質問いたします。

1、住民説明会に寄せられた基本料金を上げないなどの意見を、どのように集約したのか説明を求めます。

2、説明会に参加されていない住民の暮らしの実情について、どのように行政の考え方をまとめたか伺います。

3、住民の暮らしは大変で、日々欠くことのできない水道料金は値上げしないよう最大限の努力を求める声が切実だったのではありませんか。この声に応える責任があるのではありませんか。見解を求めます。

4、会見と西伯の大口径の需要者はどのような方か伺います。

5、今回の値上げは、一般会計の繰り出しや大口径水道管の料金見直しの増収分で賄うべきで

はありませんか。町長は合併協議の中で、西伯の水道事業には政策的に一般会計の資金を繰り入れていると言っていました。その後会見水道も含めて、全て一つの水道会計にし、地方公営企業法適用だから、一般財源は入れられないと言っています。一貫性がないのではありませんか。所見を伺います。

6、本来、水道事業は公共の福祉の増進の役割を發揮すべき事業です。子育て中の世帯や低所得者層に減免制度をつくり、住みやすいまちづくりを目指すべきではありませんか。所信を伺います。

7、日南町長の増原氏は、2月19日付山陰中央新報に談話を寄せておられました。誇れる町の基盤整備として、公共料金の据え置きを重要施策にする、このように言っておられます。見習うべきと考えます。所見を伺います。

8、平成27年から29年の料金統一がどうなるか、住民の大きな関心事です。初めにも述べましたが、公共の福祉の向上こそ地方自治体の仕事です。住民サービスは高いほうに負担は低いほうにそろえることが、町村合併の時点での総務省の見解でありました。料金統一の基本的な町長の考え方を伺います。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設を求めて質問いたします。いよいよ政府は、消費税を現行の5%から8%に上げようとしています。このような値上げに道理がないことはさまざまな立場の人たちも発言しています。ただでさえ、アベノミクスの効果は限定的であります。地方の経済に経済波及効果が行き渡っている実感はありません。それを今回の消費税増税は台なしにしてしまうと思います。

そういう中で、本町では現在の景況感に対する町長の基本的な認識をまず伺います。

そして、次には、その上に立って町政で必要な施策をどう展開していくか、その点を伺います。

そして、次に、南部町でも住宅リフォーム助成制度をぜひつくるべきだと考えますが、町長の考えを伺います。

そして、先ほども日南町の例を挙げましたけれども、日南町では小さな仕事の創出という考え方で、この住宅リフォーム制度もその一環として事業展開されておりまして、大きな成果を上げておられます。そういうところの成果の研究もしていただいて、ぜひとも南部町も活気を、町内の活気を取り戻す、そういうために、ぜひともこの制度をつくることを求めて、この場からの質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の質問にお答えしてまいります。

最初に、水道料金の改定でございます。3月の定例会に水道料金改定案と西伯簡水の値下げ案が上程されるがという質問でございます。基本料金を上げないでと、水道料金を上げないでという御意見もございました。水道事業会計の現状、また将来の動向などを丁寧に説明をしてみましたので、最終的には御理解を得たのではないかと考えております。また、説明会に出席のなかった皆様には議会中継、広報紙、ホームページなどを通して御理解を得たいと考えております。

次に、住民の暮らしの認識であります。今の経済情勢が厳しいということは認識をいたしております。しかし待てば、ツケを先送りにすることになってしまうということでもあります。今回は、西伯地区の料金体系を一つに統一する、また、会見地区の料金体系も一つにすると、それにより、南部町の料金体系、今現在4つあるわけですけれども、これを2つにして将来の料金統一に向かう地ならしを行う、そういう一歩であると考えているわけでもあります。高料金である簡水の利用料を引き下げて、上水の利用料に合わせることで発生する減収分を水道使用者みんなの基本料で負担するというところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

大口需要者の質問でございますが、会見地区は公共施設が23戸、事業所が21戸であります。それから、西伯地区は公共施設が34戸、事業所が30戸でございます。

次に、大口径水道管の料金見直しで賄うべきではないかということでもあります。今回の改定は13ミリの口径、家庭用の基本料金を西伯地区37.5円、会見地区50円の値上げすることにより、両地区の基本料金を少しでも近づけるとともに、簡水高料金をみんなで負担しようとする提案といたしております。減収部分を補うために、大口径の水道管利用者だけを値上げするより公平ではないかと考えております。

次に、一般会計の資金繰り入れについてでございます。水道料金の値上げはすぐにはできないので、水道事業の経営健全化を図るため、施設整備などに要した起債に対する企業債の償還利息の一部を繰入金として出資することもありました。これからもないとは言えません。しかし、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに独立採算で行うことであり、経費支出はその利用者の利用料で賄わなければなりません。一般会計の繰り出しは全国共通のルールが定められておりまして、そのルールにのっとって繰り出しで支援しておりますので御理解をお願いしたいと思います。

次に、子育て世帯や低所得者層に対して減免でもして住みやすいまちづくりをしないかということでございます。水道料金は、使用した人が負担することが公平であると考えております。また、子育て中の世帯、低所得者層に対しましては、本年4月より新たに行う施策、現状の施策で対応していき、減免制度ということについては考えておりませんので、よろしく申し上げます。

次に、日南町長の増原さんのお話だということですが、これは他町村の施策でありまして、コメントは差し控えさせていただきたいと思います。

27年から29年の料金統一の基本的な考え方です。このたびの水道料金の改定は、平成23年度公共料金審議会の答申の延長線上にあるもので、水道料金統一に向けての中間的な答申とその対応でありまして、したがって今後においてさらに何段階かに分けて統一に向けての審議をお願いすることになると思いますので、利用者の皆様にも御理解と御協力を賜りたい。なお、現在進行中の朝金から落合送水管布設事業で、日量1,200トンの水量を送ることによって、現在の水道事業運営が大幅に改善されると期待をしております、その状況も見ながら今後の料金統一を図っていきたいと思っております。御理解をお願いいたします。

次に、住宅リフォーム助成制度でございます。過去にもこの件については御質問いただいております、その都度お答えをしております。まず、地域経済の現状認識という御質問でございますけれども、政府が2月に出した月例経済報告によりますと、景気は穏やかに回復しているとなっております、安倍政権が発足して1年が経過し、打ち出した経済対策アベノミクスにより、その効果があらわれていると認識をしております。しかしながら、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっていることや、個人消費においては消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動も見込まれることなど、懸念されているところでもあり、今後の恒常的な景気回復につながっていくかについては意見の分かれているところでもあります。大胆な施策を行う以上、その効果が一時的また限定的なものではなく、広く地方まで波及するものでなくてはなりません。そのような点から見ると、地方にはまだ十分な効果があらわれているとは認識できないと感じているところであります。

次に、どのような政策が必要と考えているかということですが、経済の発展のために消費を上げるには、雇用の安定や社会保障の不安を和らげる施策が必要であると考えております。今回の消費税の増加分については、その増加分を社会保障の充実に充てるとされているところでありまして、地方にもその配分がなされてくることから、これに沿った施策を行うこととしておるところであり、今回の子育て施策を重点とした少子化対策、人材育成を進め、雇用につながる地域人づくり事業などに取り組むこととしております。

次に、消費税の増税が行われれば、アベノミクス効果が台なしになるのではないかとということですが、消費税が上がれば消費は控えられて、景気が落ち込むことが想定されます。その対応として、国は5.5兆円規模の補正予算を計上し成長を支えることとしておりますけれども、その後も成長を維持していくことは、なかなか難しいと言えます。一時的な公共投資の増加に終

ならず、さきにも申し上げましたが雇用の安定や福祉施策の強化、エネルギー政策の転換などの政策を進めることが、地方を含めた景気向上の底上げにつながるのではないかと考えております。

4番、住宅リフォーム制度の導入であります。住宅リフォーム制度については、直近では昨年6月の定例議会で植田議員から御質問いただきお答えしておりますが、事業の実施については若者の定住化や人口増加対策、少子化対策、住環境整備など町が進める施策の一環として、すなわち政策目的に沿ったものとして行うことが必要であると私は考えております。そのようなことから、町外から空き家を購入し改修して定住される場合や、若者の定住のために居室の増改築、台所改善、トイレの水洗化など、目的に沿った内容での実施を行いたいと考えていると申し上げていました。本年1月臨時議会におきまして、少子化対策の一環として事業化をしていますので、お知らせしますとともに事業の御利用をお願いいたします。事業名は三世代同居等支援事業であります。現在、南部町内にお住まいの方、または町外から転入され3世代が同居という形となる場合に、その同居をするために新たに居室を新築されたり増改築をされる場合にかかる費用の3分の1を上限60万円まで補助するものであります。補助については、3年間に分割し年20万円ずつを限度にお支払いします。3世代同居については、同一の家屋はもちろんのこと、同一敷地内または同集落内に住まわれる場合も対象とすることとしています。工事の実施業者については、町内に限っていませんが議員の言われます経済波及効果の面では、地域の中で効果があろうと考えていますし、同様の目的で南部町産材活用家づくり事業のほか、プレミアム商品券発行事業、小規模工事など取り扱い制度を設けて実施してきていますので、今後も御利用いただきたいと思っております。

次に、レングスのJパネル利用も検討はできないかということでもあります。国産材は日本の風土で育ち、地域に合った性質を備えております。レングスのJパネルは、県産の杉材を使用し、板状にしたものを三層に張り合わせることで、小径木であっても美しい木目と強度を持ち、幅広い建築資材としての用途を満たすすぐれた製品であります。南部町は平成24年2月に、東京都港区と、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の協定を締結しています。これに基づき締結した市町村の木材は、港区内で一定規模以上の建築物を建築する際に、積極的に活用されることとなっているため、本町から産出される木材が積極的に活用される可能性が出てきています。レングスの製品についても同様に、使用の道が開けていると考えていますし、地元においてもその特性を生かした利用ができるよう、機会を捉えて広報していきたいと考えております。

次に、日南町長が掲げている小さな仕事の創出ということでお答えをしておりますが、この方向については私も同感であります。南部町でも今まで行ってきました汗かく農業者の支援事業

やじげの職人支援事業、地域奨励作物の支援事業のほか、このたび26年度予算に提案しています、町内に転入されてきて起業される方を支援する起業促進奨励事業、また地域おこし協力隊を活用し、農産物の庭先集荷を行い、地域の高齢者に生きがいと地域農産物の販売の意欲向上を目指す里山コーディネート事業、特産品であるカキ、梨、イチジクなどの後継者を育てるふるさとの特産品継承支援事業、町有林の広葉樹を活用してまきの生産を行う、みんなで生かす森林資源活用事業、規格外の梨を活用し特産品として販売を目指す規格外農産物加工品化プロジェクト事業など、南部町も予算化しておりますがこれに当たります。議員は住宅リフォーム事業について、日南町と同様の形で実施すべきだと言っておられることと思いますが、私としては先ほど申し上げましたように、政策に沿った形での実施を行うこととしておりまして、このたびの三世代同居等支援事業もその形で取り組んでいるところですので御理解いただきたいと思います。今後も事業の検証をしながら、その施策の目的達成状況によって制度の変更も視野に入れて取り組んでいきたいと考えているところであります。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 答弁いただきました。再質問をいたします。

まず、水道料金の問題ですけれども、第1番目に質問いたしました住民説明会の意見の集約について、随分簡単に答弁されたのですが、基本料金を上げないでという意見もあったけれども、説明をして理解をしていただいた、こういう答弁でした。私は、最初に初日に秦議員が同じ質問されて、ある程度網羅的に質問、回答されておりました。そのことをもう少し詳しく聞きたいんですけれども、参加者は144人でその中で発言された方が何名おられて、その中で町長は最終的に今回の料金、値下げは当然理解は得られると思いますけれども、値上げの部分については説明して理解をしていただいたという説明なんですけれども、そのことを裏づける根拠を示していただきたいし、それから料金統一が関心が多かったというこの根拠についても具体的に説明をしていただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 植田議員の基本料金上げないでという一部しかなかったもので、省略をさせていただきました。いろんな意見がありまして、それを今示せと言われても、なかなかそれについて町長及び執行部がいろいろ住民説明会で住民の皆様にご説明したことをすぐ今口頭で言えというのも、無理なことでございます。できません。

それで、一応御理解を得たいのは、全て意見が出ました。それについては、水道課の職員も全員出てますし常に、それで御説明をしてこれ以上ありませんかと、まだありませんかと何回も念

押ししました。あれば、何回でも丁寧に説明をしております、今まで。それについては、もともと水道の最初の経過と課題、南部町の水道の収支状況、経営のこれからの方針とかこれからの水道料金、この水道料金はどうなるの、どんなふうになっていくということも全部説明いたしました。それは、植田議員も出ておられてわかられてると思いますので、それについては御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この住民説明会を開かれたっていうことは、大事なことだったと思いますけれども、参加者が144人なんですね。その中で何名の方が発言されて、上げないでという意見が何人ぐらいあったとか。最低そのぐらいの話はなければ、私は2番目の質問の町長は町民への理解をしていただく手段としては、この議会の場とか広報の場とかそういうところで、理解を深めていただくということを言っておられるわけですから、ここに十分その住民説明会でどんな意見が出たのかということが、十分説明されなければ理解は深まらないのではないかと、ということを思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。144名がどのような御意見を出されたのかということは、ボイスレコーダー等で録音しておりますし、簡単な議事録もとってるようでございますので、また上下水道課のほうから正式に何件あってどういう意見があったということはお伝えしたいと思います。ただその中で、私も全部出たんですけど、その心に残ってますのはそんなことで来たのか、50円上げるだとか、本来はそういうことじゃないのじゃないかという御意見が、核心部分にあったように思います。いわゆる、もっと大きな値段の値上げというのが将来あるのに、今は50円、そういうことではないんじゃないかと。その議論については町長も先ほど来言ってますとおり、これから一定の整備が終わった後に、もう一度どのぐらいのコストがかかって皆さんに大きな負担がかからないように、どういう提案をするのかということを、もう少し時間をかけながらお示ししたいと、これが核心でございます。また後で、私は植田議員にお聞きしたいんですけどこちらのほうから、中には、植田議員はどう考えておられるのかわかりませんが、そういうチラシが配られたような内容とおまえたちが来て説明する内容が、余りにも乖離があると。防災無線でも流せぐらいの意見があったんですね。こういう自分たちが知り得ていた、来られた方たちがね、知り得ていた内容と、私たちが説明する内容に大きな差があると。それが50円のために来たのかというような発言になったんじゃないかというぐあいだと思います。総じて、将来の大きな値上げというものに不安を抱えられてるということを感じました。

ですから、できるだけそういう大きな値上げにならない、そういう知恵をこれから私ども一生懸命絞っていきますし、将来の子供たちに安定した給水を確保するためにどうすればいいのかというのを、私どもも一生懸命知恵を絞るということをお約束した次第です。したがって、今回の基本料金については値上げしない、するなという意見もありましたけれども、この程度のことであればいたし方ないだろうというぐあいに、私は腹に入れた次第でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 客観的な資料もなしに、私がこういうふうに入れたとかっていう話は、行政の責任ある立場の方から言われるのはちょっと問題ではないかと思います。私は、天萬のまんてんホールで行われた会場にしか行っておりませんが、そこで出された意見はここにちょっとメモを持っているんですけれども、将来の問題もさることながら、今の暮らしが大変なんだという声がかもごも出されたんです。値上げをしない工夫はできないのか、一般財源を投入できないのか、そういう声が多数だったと私はてんまんの会場では感じておりました。この議論をちょっと堂々やっているわけにもいきませんが、確認するといたしまして、その担当課が144名の参加のあった住民説明会の意見のまとめはされるということで、確認はさせていただいてよろしいんですね。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 今、副町長が議事録って言いましたけど、議事録じゃございません。一応、報告みたいなんでつくっておりますので、それ自体幾らでもお見せすることはできますので。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） それで、私は今回、この間ずっと水道問題について地方公営企業法っていうことで、独立採算であるということが原則は原則なんですけれども、地方公営企業法の経営の基本原則として第3条は、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない、こういうふうに書いているわけですね。これ基本原則です。経済性を発揮するとともに、これは独立採算を前提にしたことです。けれども、公共の福祉の増進が本来の目的だと言ってるわけですよ。そこで、兵庫県神戸市に1970年代の水道事業審議会の意見、公共料金審議会の答申のようなもの、答申ですよ、公共料金の分析のところでも御紹介していますが、少なくとも基本水量については料金を取れる根拠はなくなったという答申を出しました。なぜかといいますと、水道事業がある地域からつき始めた時代なら、それは一部の地域の住民だけの特別の便益だから、その経費を市民

全体の租税で負担するのは不公平である。しかし、国民皆水道となった今日、あえて水道事業を他の住民サービスと区別し、租税とは別に料金を徴収する合理的根拠はない、という審議会答申が出たんですよ。地方公営企業法が始まったときは、ある地域、ちっちゃい水道事業が行政の中で一部分ずつ企業体として存在していた時代。だから租税を投入するのが合理性がないときから始まってきたということが、裏返せば言えるんだと思います。今、国民皆水道となった時代に税を投入する合理的な根拠はあるということをここには言っているんです。私はこの立場をとるべきだと思うんです。いかがですか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。今言われたことは、先ほど町長がそういう公益性に着目するところを簡易水道の会計というものに着目しながら将来的には考えたいというぐあいに答弁したと思いますので、一定の既に町長のほうからの意見は出てると思います。またもう一遍言いますが、一般行政活動とこの企業活動というものを二面性があるわけです、行政は。両方とも福利の厚生でございます。企業活動として、公営企業というものを運営し、病院であったり、水道事業としておるわけです。今、議員がおっしゃるように、一般行政活動として繰り出す理由、繰り出す根拠というものがあれば、それは一定の理解が得られるということだろうと思います。70年代は、逆に言えば現在の水道に対する期待というものは、安全で安心な水というものが今求められると思います。さらに安全な水というものを求められる人は、富士山の水であったり阿蘇山の水であったりそういうものを飲んでおられる方もおられるわけです。水道会計の中では、強制的にお金を取るということはしません。一般の税としてそういう取り方をしないわけですね。ですから、そうやって取ったお金を民生費や教育費に使うところをざっと何の根拠もない中で会計上の理由だけで出してもいいのかと、それを水道の使用率が100%に近づいたから、南部町はまだ100%になっておりません。100%になってない中でも、出してもいいのかと、ここにはやはり合理的な根拠が要るわけです。それは70年代の今言われたそれだけで私は根拠にはならないというぐあいに思ってます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） それだけで根拠にならないというのは、私も納得できませんが、もう一つ別の観点から言いますと、地方公営企業法の第3章の17条の2の2に、当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費、これは法律上に根拠があれば一般会計から繰り出すことができるのではないですか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 陶山でございます。これが先ほど来言ってます繰り出し基準で、総務省から出てるその根拠でございます。必要であればまたお示ししたいと思いますけど、それが根拠で法的な今の一定のルールだと。今議論してますのは、そういうことではなくて、それ以上に出してでも水道料金をとれば、一定の御議論とそれにたえ得る根拠がないといけないと思います。強制的に皆さんから税として徴収したものを、その水道料金の中に投下するということは、本質的な独立採算というものを脅かすことになるんだと。そんなことであれば、企業会計にする必要ありませんし、ではないと思います。一番根本的なところは、やはり会計としてきちんとそのことを住民の皆さんに説明し、それを必要な料金があれば料金として回収する。ただ、今も議員がおっしゃられるような、それでは困難だと、それからそれでは一般の民生費や教育費に使うお金をあえて使ってもするにたえ得る必要な要素があるんだということじゃなければ使えないというぐあいに思います。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 一般行政で、きのうも秦議員が同じことを言われたんですけども、公共と浄化槽と農業集落排水で、普及率が全体で80%なんですね。ここに2億2,000万の一般財源投入しておりまして、上水道だけを法律があるのでそういう縛りはあるんですけども、この行政の実際に動いてる実態から見ると、非常にそこが不合理なんですよ。（発言する者あり）異例な意見ということを言ってます。この私は地方公営企業法の水道事業の、その縛りの中で苦しんでいるわけですよ、自由度がないから住民サービスができなくて、自分で自分の首を絞めてる状態とも。住民の首を絞めてるんですけどね、結果として。そういう状況を解決するような方向で、私は公営企業法の問題点を整理し直すってことはね、必要だないかということを考えて町長にも研究をしていただきたいと。国に対して、自分たちは困ってるということ、法改正を、そこまでいかないと私は解決しないと思ってまして、そういう考えを持っております。

それで、この料金体系を住民が暮らしやすい町をつかっていくために、どうしても私は一番安い会費の料金に統一していくってことが住民の一番喜ぶ選択といたしますか、最善の選択だと考えてます。それを主張するものです。そして、合併時の総務省の見解は、負担は安いほうにサービスは高いほうに、これがですね、市町村合併を進めていく総務省のスローガンだったわけです。その後、5年間国は特別措置というか、財政措置もしたんじゃないかなったでしょうか。そのサービスを調整するための。だから、その方向がサービスは高いほうに、負担は低いほうに、これを堅持するべきだと思います。そして、政治は弱者のためにあるっていうことを、かつて町長

はおっしゃいました。これは変わっておられないと思いますが、水道料金は減免制度はつくらないということを言われたわけですから、それならば値上げなんてとんでもないということになると思います。そして、現下の経済情勢は大変厳しい、このことも認められたわけです。こういうことから考えると、今回の値上げがわずかだというようなことは、本当に日々の暮らしを本当に爪をとすようにしてやっておられる方から見れば、見やすげなこと言うなというおしかりを受けると思うんですよ。私は説明会に来られていない方々の声なき声っていうのは、私はもっと厳しいものがあると思います。そういうことを考えれば、今回の西伯簡水の値下げは当然ですけども、それ以外の値上げの提案は取り下げるということを求めたい。あえて答弁は求めませんが。提案しているので私はそういうことを強く主張しておきます。

そして、27年以降の考え方が、骨格が見えないわけですね、今。もう少し、一部一般財源の投入も簡水の関係で考えてみるというような答弁はあったわけですが、全体として骨格が見えないんですが、いかがですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。植田議員も公党の看板背負っておられますから、法律改正というような部分については組織を使って上に向かってどんどんお願いしていただきたい。よろしくお願いします。

それから、政治は弱者のためにあるということですが、これは変わっておりませんのでそういう立場で町長を進めておりますので、よろしくお願いします。

それから、骨格が見えないということですが、正直言って私自身もわからんところがあります。一つは、1,200トンの朝金からの水がどのように落合浄水場などの運営経費に影響するのかということが一つわからんところなんです。私は、よくなるのではないかと期待しているわけです。3つの水源の1つぐらいはやめても、賄えるやあになあへんだあかという思いがしているわけです。1,200トンの水で落合浄水場が今やっている水を全部賄うことはできんわけですね。たしか1,600トンぐらい要るわけですから。まだ400トンぐらい足りんということですが、そうはいつでも、1,600トンの浄水と1,200トン浄水せんでもええ水が入るわけですから。これは大きな違いが出てくるのではないかと、期待をしているわけでありまして。

結局、そういう状況がある程度見んと、神さんでもないわけですから、なかなかこの先の見通しはつけにくいということでございます。それが1点であります。

それから、もう1点は、骨格が見えんということですが、統一をせないけんというのが合併協定書の協定事項であります。したがって、どのようにやっていくのかというのは、住民の皆さんの

暮らしに直撃せんように、300円も500円も一遍に上がるというようなことになったらこれは大変ですから、そういう直撃しないように段階的にやっていかんといけんというように思っているわけです。時間がかかるということですね。ですから、27年に完成した状況を見てこの程度の経費、収入をいただければやれるのではないかという見通しを持って、その見通しが例えば随分大きな料金値上げをお願いしなければいけんようだったら、これは時間をかけてやらんといけんということ……。聞いてってくださいよ。聞いてないよ。聞いてってくださいよ。（「聞いとる」と呼ぶ者あり）時間をかけんとそういうことはきちんと対応できないのではないかという、それで見通しがなかなか申し上げにくいわけです。ただ一つだけ、それを解決する一つの手段として、きのう秦議員にお答えしたように、簡水というものが一緒になっているわけですから、ここに合理的な一般会計からの繰り出しの理由が立つのではないかと思って期待しているわけです。これはもちろん、住民の皆さんも了解していただかんといけんし、それから国や県が基本的にはそうだな、わかったわって言ってもらえるような状況をつくっていくかんといけんと思います。そういう事情があるならやむを得んなど。繰り入れしたもんについてですね、基準に基づいてやればある程度交付税で面倒見てくれるわけですから。ですから、そういう合意を得ながらやっていけばどうだろうかと、このように考えているということをさっき申し上げました。それが大体の骨格なんです。私の腹にある。そこから先は、なかなか決まっていなかったのはっきりしたことは申し上げにくいというのが、今の状況です。

それと、仮にそういうぐあいには、仮にですよ、理解をいただいて簡水部分について繰り入れでもした場合には、大体の大ざっぱな試算してみますと、今の金がたまってくるんですよ。内部留保ができてくる。そういう状況になります。内部留保ができてくれば、そんなに大きな値上げをせんでも、ぐるぐる水道会計が回っていく状況というのが生まれるのではないかと考えております。それが大体の見通しなんです。今回の植田議員心配していろいろ言っておられる、そういう立場は私も非常に尊敬します。しますが、水道が破裂して修繕費が払えんキャッシュフローで焦げついていくという状況にあるわけですから。そういう状況を、情けない状況を少しでも改善していくためには、住民の皆さん方にも本当は心苦しいわけですよ、消費税も上がるようなときにこういう値上げを持ち出すというのは、心苦しいわけですが、キャッシュフローといいましょうか、お金が直接もうなくなっているわけですから、そこで困ってお願いに回っているというぎりぎりのところですから、御了解をいただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 水道会計は今現在、今回の改定で約180万の簡水部分の値下げ

をその他で補うということで、プラス・マイナスそんなような金額でしたよね。ですから、私は今の一般会計の調整の範囲内で十分対応できるというふうには、私は考えてそうすべきだということを主張して、この問題は先に進みます。

次に、住宅リフォーム助成制度ですけれども、今の経済情勢について町長もアベノミクスの効果は本当に地方には感じられていないというふうにおっしゃいましたけれども、そうだと思います。私も仕事をしとりますが、決算してみますと対前年比大きな赤字になってしましまして、ほかの業者さんなどの話を聞きますと、アベノミクスなんてどこの話みたいなことを、笑い話にもならない笑い話で、本当に厳しいわけです。そういう情勢の中で私は国が動き始めまして、長期優良住宅化リフォーム……。

○議長（青砥日出夫君） 時間が迫っておりますのでまとめてください。

○議員（5番 植田 均君） 長期住宅優良化リフォーム推進事業というのを、国土交通省の事業として動き出しました。25年の補正で20億でしたか、そうですね、2013年度の補正予算で20億円。将来は20兆円規模の事業に育てていこうと。国が動き出したのは、私たちが全国で住宅リフォーム助成というのは経済に対する波及効果が大変大きいということが実証されておりまして、繰り返し国や地方自治体に対しても運動をしてまいりました。全国で533自治体にこの制度が実施をされています。先ほど日南町の例を紹介したわけですがけれども、3分の1助成で30万までの限度額で、3分の1助成すると。これは上限いっぱい使おうと思うと、90万の仕事をするようになるわけです。けれども、それは90万よりも上に行く可能性はあっても、下に行く可能性は少ないんですよ。といいますのは、みんな補助金は、助成制度があればそれいっぱい使いたいし、それをちょうど90万でおさまるような工事っていうのはやってみるとなりません。そうすると、3倍以上の効果が生み出される。これが経済波及効果の原因なんですけれども、ぜひこの冷え込んだ町内の経済を、町長は先ほどいろんな施策……。

○議長（青砥日出夫君） 残り30秒です。

○議員（5番 植田 均君） 施策を言われたんですけれども、これは経済を動かす効果があるんですね。町長のは政策として定住とかいろんなことを政策目的を持ってやるのはそれもそれで結構ですけれども、経済を本当に回していくという効果がある事業なので。

○議長（青砥日出夫君） 時間になりました。

○議員（5番 植田 均君） 終わりましたので、ぜひ検討をしていただきたい。再度よろしく願いいたします。これで終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、5番、植田均君の質問を終わります。

○副町長（陶山 清孝君） よろしければ質問をさせていただきたいのですが。

○議長（青砥日出夫君） 何についてですか。

○副町長（陶山 清孝君） 今の説明会を通じて、単価、値段のことについていろいろな誤解等もあったと思いますので、それに対しての植田議員の議員活動としての御質問させていただきたいので、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） はい。

○副町長（陶山 清孝君） 質問させていただきたいんですけど……（発言する者あり）（「反問使うの。植田議員の時間じゃないでしょう」と呼ぶ者あり）

今、植田議員に質問をしたいんですけどよろしいでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） ありがとうございます。お昼になります。短時間で済ませますのでよろしく願いいたします。

先月「草の根あいみ」日本共産党会見支部ニュースの中で、水道料金についての改定の記事の中で、事実に反する内容があったとして日本共産党議員団の代表の方が、訂正とおわびに参られました。記事の訂正をするという内容でございました。しかし、先ほど来の討論の中でもありました、役場から行いました料金改定の説明会の中にあっても、行政は防災無線を使ってでもそのような誤った内容が住民に流布されたことを訂正しろという内容の御意見もございました。町民に不安と混乱を導く誤った数字の内容、これについてこんなことあってはならないと考えますが、議員のお考えをお聞きいたします。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） そのことにつきましては、なんぶ民報で誤解を招くような表現があったことを認めて訂正させていただいておまして、それで決着したものと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 訂正の記事のあった後だったと思いますので、そういうことが西伯のこちらのほうには配られてなかったと思いますのでわかりませんが、会見地域の皆さん方にそういう誤解を与えるような内容があったということでございます。まだそういうことなんだろうなと思ってる方もあられると思いますので、政治活動通じて訂正をしていただきたいというぐあいに思います。

さらに、昨日を含めて私のもとに3件、電話とそれから直接という内容もございました。それは、議員が使っておられますインターネット上のブログの内容についてでございます。議員はそ

のブログを使っておられますか。

○議員（5番 植田 均君） はい。

○副町長（陶山 清孝君） じゃあ、続きをさせていただきます。私のもとに直接あった内容は、そのブログの内容に誤りがあるというものでございます。持ってこられました内容は、会見地区の池野鶴田地区では、基本料金だけでも月に250円のアップになります、これは本当なのかという内容でございました。君たちが説明したのは、20トンまでであれば安くなると、料金として安くなると説明しながら、議員のブログでは250円高くなるということでした。今回の水道料金の値上げについて、このことについて、この内容について植田議員はいかがなように思っておられるのかお聞きいたします。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 基本料金が250円、この従量料金と差し引き計算をするっていうことをせずに、単純に基本料金だけを表現しました。それが、基本料金についてだけいえばということで断りをしたんですが、それ以上でもそれ以下でもないんですけども、単純にそういうふうに書きました。それで、上下水道課がつくられた資料で平均水道使用量は20トンとすると、あそこ15トンから20トンの間で交差するような料金の改定になっておりますが、その辺を詳しく説明するのができませんで、簡単に書き過ぎてしま……。単純に書きました。

○議長（青砥日出夫君） 副町長。

○副町長（陶山 清孝君） 議員活動の信条だとか政治信念やそういう活動について、私どもが否定をするものでは決してありません。しかし、スマートフォンやインターネットは今、青少年や若い世代を中心に爆発的に普及してるこの中で、そういう方々はなかなか政治、今回の議会の活動や予算の内容についても余り見られる機会がないんじゃないかと思えます。したがって、こういう誤った数字がひとり歩きして、住民に対して不安や混乱だけを招くような、誤った数字の、または勘違いされるような表現は、誠に慎んでいただきたいということをお願いしまして私の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長。今の分は一般質問の反問ですか。一つ確認。今の時間は一般質問の反問ですか。

○議長（青砥日出夫君） 一般質問の反問だと思います。

○議員（13番 真壁 容子君） 反問ね、一般質問の反問は時間終わってからでもいいっていうことですね。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員。

○議員（13番 真壁 容子君） まだ一般質問終わってない。（「議長の判断です」と呼ぶ者あり）今まだ終わってないわけだね、一般質問の範囲内でやってるわけね。

○議長（青砥日出夫君） だから、植田君の質問時間は終わりましたよ。植田君の質問時間は終わったわけです。終わってまだ一般質問は終わってないと。

○議員（13番 真壁 容子君） それで今の内容についていえば、反問権というのは、何でもできるわけ。それだけ確認させて。

○議長（青砥日出夫君） いや、誤解を招いてるということについて、どういう認識をしとうなあかなという話だったわけだ。

○議員（13番 真壁 容子君） 一般質問の中で誤解を招いたから聞いたんですか。

○議長（青砥日出夫君） いや、何も言ってないから、だから今まで出て、まだブログも出てるのでということで全く……。

○議員（13番 真壁 容子君） あのね議長、休憩してもいいですか。

○議長（青砥日出夫君） 休憩します。

午後0時12分休憩

午後0時17分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

一般質問は終わりですね。まだ閉会しませんので。

以上で、5番、植田均君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで、植田議員に一言言っておきますが、ブログを落としてないということについての謝罪はないわけですね。

植田議員。

○議員（5番 植田 均君） 説明不足なところを……（「説明不足って、間違っちょうだがな」と呼ぶ者あり）いや説明不足。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） それは謝らんでもええということですか。

○議員（5番 植田 均君） 説明して。あの……。

○議長（青砥日出夫君） 説明してって、今の中ではわかったわけですので、議員全員がおりますのでここで一言言っていたらよろしいかなというふうに思いますが。

○議員（5番 植田 均君） 池野、鶴田の簡易水道の料金について、基本料金だけを取り上げて書きました。従量料金との組み合わせについて、どうなるかということの全体がわからないような表現になっておりました。そのことを改めて記載して……。

○議長（青砥日出夫君） 記載してじゃなくてここでおわびをして。

○議員（5番 植田 均君） ブログでも記載し訂正しお断りをするようにします。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 不足ではあるが。（発言する者あり）

そうしますと休憩いたします。再開は1時20分。

午後0時19分休憩

午後1時20分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

午前に引き続いて一般質問を行います。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより2点にわたって質問いたします。

まず、第1点目、認定こども園について問います。現在計画されているすみれ保育園の改築については、今後新たに認定こども園とするとの町の説明でした。認定こども園は、2012年8月、子ども・子育て支援新制度では、施設型保育の一つに位置づけられています。この新制度は、2015年4月から、本格的実施が始まるとされていますが、保育関係者や専門家等からは自治体の保育実施義務の形骸化、保育の市場化等の意見が続出し、問題の多い制度だと指摘をせざるを得ません。実施に当たり、これらの問題点について問い、町で計画を立てる際に改善されるよう求めるものです。

まず第1点目、今回の認定こども園では、新たに新制度で認可制がとられるというふうに報道されています。認可保育と直接契約が併設する、このようなことが施設の中や町の中で起こってくると思うのですが、このことにどう対応するのでしょうか。

2点目、すみれ保育園以外の3園の位置づけについては、新制度ではどのようになるのでしょうか。また、町の基準を示せば地域型保育等について実施できるとの見解も出ていますが、これについての考え方を問います。

3点目、今回、認定こども園新制度では保育の必要度を時間として決めるとこのように認定を

するということが決まってきました。本町の場合は、保育を必要とする保護者、子供についての認定をどのようにしようと考えているのでしょうか。全国では、このようなことでは困るといって、最低でも8時間、長時間については11時間の保育を求めていこうという声がたくさん起こっていますが、我が町では認定こども園を設立するに当たり、この保育必要度について、どのように考えてるのでしょうか。私は、最低でも8時間保育の保障を求めるものですがいかがでしょうか。

第4点目、保育料負担がどのように変わるのか。これについても論議が出ています。保育の必要時間内については、いわゆる補助金等が出ますが、それ以外は介護保険制度と同じように全額負担だというふうにも言われています。先ほどの、保育必要度の認定とかかわってくるのですが、保育料負担がどのように変わろうとしているのでしょうか。これはもし町がまだ決めていなければ、制度的にどのように変わるのかということの説明をいただきたいと思います。

次の点。認定こども園になるに当たって、職員の配置基準や人件費にどのように影響してくるとお考えでしょうか。

次の点。保育の必要度を図り、認定証を交付する、このような町村の事務がふえてきます。自治体からは今度の新制度に当たり、事務量が增大するとの声が起こっていますが、これはどのように認識なさっており、どう対応するとお考えなのでしょうか。

最後の点ですが、今回の認定こども園、いわゆるもとになっています子ども・子育て支援新制度では、保育園の市場化が上げられており、保育園を民営化に持っていく、介護で介護保険制度が導入されたような動きが起こっていますが、これについてどのように対応なさるとお考えでしょうか。一説には、すみれ保育園認定こども園、公立認定こども園とした上で、協定を結べば法人団体等に安い金額または無償で譲与することも可能だという法律もできていますが、その点についての見解もお伺いをいたします。

第2点目、地域振興区制度について問います。先日開催されました議会と振興協議会の会長、副会長との合同研修会では、振興協議会活動での課題というテーマで話し合われました。町が条例で設置し、活動費を交付金として公費支給している現場の課題は、町の課題にもなってくるのではないのでしょうか。振興協議会からは、深刻な問題も出されたのですが、会長等振興協議会が抱える課題を町はどのように認識し、町がどのようにかわり解決しようと考えているのか聞きたいと思います。また、広域連合の中でも明らかになりました介護保険第6期計画、来年度中に策定予定なのですが、この中では介護予防1、2の中での軽度の切り離し、これが言われています。29年度までに完了するとのことですが、この中で叫ばれているのは、介護予防ボランティ

ア、住民ボランティアの問題です。私たちや住民の心配は、振興協議会等にあるボランティアの押しつけと強制になるのではないかと心配しています。今後町は、振興協議会でどのようなことを住民と協働していこうとしているのか、町長の考えをお伺いします。本来、地方自治の仕事はどうあるべきなのか、本来のボランティア活動はどうあるべきなのか、ここから振興区制度のあり方を問うていきたいと考えています。以下の点について、お伺いしながら振興協議会の問題を町長と一緒に考えていきたいと考えています。

まず1点目、事業に住民の参加が少ない、事業実施が部員中心で負担になってきている、協議会の認知度が低い、役員が役目で引き受けている、このような声が前回の合同研修会の中で、会長、副会長等から出されました。このことについて、町長はこのような意見をどのように受けとめるでしょうか。

第2点目、町が予算化しているジゲの道づくり事業、社会教育主事養成事業、もう一つ地域の特産物事業もありましたが、これらについては実施に向けての困難性が指摘されてきました。それについての見解を求めます。予算上、予算をつけているがなかなか実施できない理由、そのことを振興協議会がどのように考えていると受けとめているかも含めてお伺いをいたします。

第3点目、自主活動が振興協議会の中でも困難になってきている。集落支援をしたくってもなかなかできないので、町の応援を頼みたい。このような声も起こっていました。振興協議会等から自主活動が困難になってきており、集落支援、町道の草刈り等ですね、どのような要望が出てきて町はどのように対応して振興協議会と協働して実施しているのかお伺いいたします。

次に出た意見ですが、配置されている事89局員、いわゆる集落支援員を配置しているのですが、これに対する待遇改善の声が出てきています。この点については町長はどのように認識し、対応するつもりでしょうか。

次の点。東西町ではコミュニティホームのモデル事業を実施されていました。詳しい説明があったのですが、課題としては補助金の終了後の運営資金の確保と今後のボランティアの確保のことが上げられていました。これについて、この町でコミュニティホームの実施に当たり、町はどのような財源保障と計画をお持ちなのかをお伺いいたします。

最後には、介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で行われる今後の日常生活支援総合事業については、いわゆる住民ボランティア、介護予防ボランティアが位置づけられてくることになると思うのですが、振興区制度の中でどのように展開していこうと考えているのか、町長の考えをお伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えをしております。

最初に、認定こども園についてでございます。平成27年度から実施が予定されております子ども・子育て支援新制度では、子供のための教育、保育給付を受けることを希望する場合、すなわち認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育などを利用したい場合には、子供の保護者が市町村に教育、保育の必要性の認定を申請し、市町村が必要性を認定し、認定証を交付した後、保護者の希望施設の利用状況に基づき、利用可能な施設を市町村があっせんすることになっております。私立保育所を利用する場合には、保護者と市町村が契約をし、保護者は保育料を市町村に支払い市町村から保育所へ委託費を支払うことになっております。認定こども園、公立保育所、地域型保育を利用する場合には、保護者は保育料を施設、事業者へ支払い、市町村から施設、事業者へ施設型給付または地域型保育給付を支払うこととなっております。町内の教育、保育施設を利用される場合、本町には町立の施設しかございませんので保護者が契約する施設、事業者は、すなわち南部町であるということでございます。

他の3園の位置づけ、地域型保育等についての考え方を問うということでございますけれども、他の3園につきましては、南部町子ども・子育て会議で議論いただき、今後の方向性を決定していきたいと考えております。地域型保育には、定員5人以下の家庭的保育、定員6人以上19人以下の小規模保育、必要な家庭を訪問して保育を行う居宅訪問型保育、自社の従業員を主として保育を行う事業所内保育、4形態あり、新制度下ではその認可は市町村が行うこととされております。これらは満3歳未満の保育に欠ける子供を対象とした施設であり、待機児童の受け皿としての機能を期待されているものでございます。

次に、保育必要度の認定でございます。最低でも8時間求めるとか、あるいは保育料はどうかというあるいは配置基準、人件費という御質問いただきました。保育の必要性の認定には、1つ、事由、2、区分、3、優先利用の3項目を掛け合わせて指数を出し、優先順位づけをする方法が検討されております。これらについては現在も国の子ども・子育て会議で議論が続いておりました、決まったものではないと聞いておりますが、そのような掛け合わせて指数を出して、優先順位づけをするということでもあります。利用者負担については、法律上世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定めることとされておりました、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準をもとに両者の整合性を確保しつつ、国が水準を定め最終的な利用者負担額は市町村が定めるという方針が示されております。国が定める水準は、現在も検討が続いているところであります。3歳以上の子供の場合、保育標準時間認定の子供は現行の保育制度の利用者負担を基本とすること、保育短時間認定の子供は、保育標準時間認定の子供の利用者負担額と教育標準時間認定

の子供の利用者負担額の間程度に設定することが利用者負担のイメージとして示されており
ます。3歳未満の子供の場合は、保育標準時間認定の子供については現行の保育制度の利用者負担
を基本とし、保育短時間認定の子供は保育標準時間認定を受けた子供の利用者負担額の一定割合
に設定するというイメージが示されていますけれども、具体的な結論にはまだ至っていないとい
う状況でございます。

次に、職員配置や人件費への影響ではありますが、現在示されている施設・事業別の職員配置基
準によりますと、保育所型認定こども園では保育標準時間認定の子供に関しては、現行の保育所
と同様の職員配置であり、保育短時間認定の子供に関しては、3.5対1の配置が求められてい
るところです。事務量の増大についてですが、具体的な手順や様式などが明示されておりません
ので、現行制度と比較してどうなるのかははっきりとわかっていないのが実情でございます。国では、
事務の簡素化を図る方向で検討を進めていると聞き及んでおりますので、今後の動向を注視した
いと考えております。

民営化推進についてでございますが、民主党政権は地方分権をさらに推進、進めて、地域主権
改革を目玉政策として打ち出して、国や県の権限や財源をできる限り地域に移すことを目指しま
した。例えば、公的な性格が強い施設基準は国が全国一律で定めていましたが、これを自治体の
条例に委ねる地域主権改革関連法を制定させております。地方整備局など国の出先機関を地方移
管させるなどの取り組みもなされましたが、政権交代によって道半ばでそのままになっておりま
す。しかし、その折に打ち出されました地域のさまざまな主体が公共を担うという考え方は今で
も脈々と生き続け、多様な価値観を認め合う社会の新しいあり方として多くの支持を集め、NP
O法人や各種団体、企業など地域の多様な主体が公共を担う方向で社会が動いております。

したがって、南部町におきましてもそのような流れに沿った行政運営を進めてきたところでご
ざいます。地域振興協議会では、住民自身の手による地域活性化などの取り組みが進められてい
ます。広報やCATVの番組製作はNPOのなんぶSANチャンネルで、このたびは町民スポー
ツの普及促進のためにNPOのスポnetなんぶが発足しました。社会福祉法人伯耆の国は、特
別養護老人ホームの運営で成果をおさめていますし、南部町の2つの保育園の指定管理者として
お世話になっています。このように、地域のさまざまな主体が公共を担うスタイルが根づいてき
ており、私はこのような地域住民自身の知恵や力、やる気を結集したまちづくりの手法がこれか
らの主流になると見込んでいます。したがって、民でできるところは民で行い、民でできないと
ころを役場で行うという基本でまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

保育園については、公営には公営の、民営には民営のよい点、よくない点があろうと思います

けれども、保護者のニーズ、地域の実情などを勘案しながら、今後の方針を決定していくことになろうかと考えております。

次に、振興区制度でございます。まず、事業に住民の参加が少ないという声にどう応えるのかということであります。事業に住民の参加が少ないということでございますけれども、中にはそのような事業もあるという理解をしております。1月に開催された議会と地域振興協議会正副会長さんの研修会で、そのような御発言も会長さんのほうからあったようですが、これは会長の厳しい自己評価によるものとも考えます。しかし、いずれの協議会におきましても、60歳より若い方のほとんどはお仕事に従事されており、夜間や休日にも時間的な余裕がないことが大きな原因であり、特に地域振興協議会の活動が住民の皆様から不評を買っているために、参加者が少ないというものではないと考えております。本町の10歳刻みの人口構造を見ました場合、最大が60代の920人、2番目が先ほど申し上げた日常的に仕事に従事する50代の810人、3番目が70代の698人です。ちなみに40代は561人、30代は694人、20代は424人と徐々に減少傾向にございます。これらの年齢構造が示すとおり、各協議会では若い層を中心とした事業には参加者が少なくなる傾向にあり、中には駅伝大会を休止されたところもありますが、逆に60歳以上の皆さんが中心となり参加される事業は、グラウンドゴルフ大会などで、年々参加者数がふえているものもございます。いずれにしても、今後人口減少が進む中、各協議会とも懸命に集落活動に取り組んでおられますので、町としては引き続き支援していきたいと思っております。

次に、ジゲの道づくりだとか社会教育主事の養成事業についてでございます。12月議会でも真壁議員から地域振興区制度についての一般質問の中で、ジゲの道づくり事業の取り組み状況を問うとの御質問をいただきまして、制度の沿革や今までの事業実績について回答してまいりました。ジゲの道づくり事業の地域振興協議会が創意工夫を凝らし、振興区内の道路を自分たちで整備し、快適に通行でき、地域の特色ある道づくりや地域の未来像の創造などの新たな需要に対応し、地域の活性化を町と協働する計画を支援すると、そういう事業目的の浸透がいま一步の感は否めませんが、事業を実施していただく地区が徐々にふえていまして、今年度12月末現在2地区で実施していただき、さらに3地区から申請があり交付決定し、今春の事業実施を予定されています。地元からいただきました行政要望の中にも、ジゲの道づくり事業で取り組んでいただけたらと思える要望事項を見かけますので、その旨回答申し上げ、担当する建設課に相談いただきますようお願いしております。未舗装のため、毎年の路面整備が大変だった生活関連道路の舗装工事や、土水路のため土砂ざらいなどが困難な道路側溝に、コンクリート製品の設置工事を行って管理作業の軽減化を図っていただき、安全に通行できる道路にするなど、地域の特性に合った

道路整備を自分たちの力でやり、コミュニティー強化を通じて地域力のアップにつなげていただけたと考えております。

社会教育主事の養成事業については、これも昨年12月議会の御質問でお答えしたとおりであります。重ねてお答えしておきます。地域振興協議会の取り組みを進める上で、その推進役を担う職員の皆さんが、社会教育主事講習を受講されることで、社会教育や生涯教育の基本的な考え方を学び、各種事業に取り組む上でのノウハウを習得されることは、当該協議会の所期の目的であるみんなの力で地域づくりを進めるために極めて有効な研修の機会であります。しかしながら、講習期間が38日間という長期にわたる研修であることや、講習開催時期が年度末の1月下旬から2月下旬にかけてであり、時期的に事務局を離れることは難しいという実情があるようであります。先ほど申しあげましたように当該講習の受講は、地域づくりにかかわる研修の一つとしてお勧めしているわけであって、義務としてや強制をしているものではございません。複数年度にわたる分割受講も可能と伺っておりますし、決して受講機会が多いとは言えない国の機関が主催する研修でもありますので、計画的な受講を検討いただければと思っております。また、教育委員会事務局には、長年社会教育に携わっている新井人権・社会教育室長、県教育委員会事務局家庭・地域教育課に席のあった福田課長、さらには派遣社会教育主事経験をお持ちの古都家庭教育推進員もおられまして、いずれも社会教育主事資格をお持ちでありますので、当該講習の一部研修受講も可の制度を上手に活用しながら、南部町版地域づくり推進者研修会のようなものを企画し支援することも検討してまいりたいと考えます。

次に、自主活動が困難になった集落支援についてでございます。先ほども言及しました議会と地域振興協議会、正副会長さんの研修会において、ある協議会の会長さんより集落と県道を結ぶ町道の草刈りが集落の高齢化により、作業の継続が困難になりつつある旨の発言があったことを聞き及んでおります。町ではこのような事例に対処するため、ふれあいサポート事業を用意しております。この事業は、町道などの草刈りを有志のグループなどで行っていただき、町がその費用をお支払いするもので、平成25年度は30カ所、延長18.92キロメートルを14団体に除草作業を行っていただいているものでございます。前述の研修会で、御発言のあった会長様にも本事業について以前より御案内を申し上げ、御検討をお願いしているところであります。

次に、事務局員の待遇改善についてでございます。地域振興協議会の事務局員の待遇については、まずその報酬月額算定は、町の非常勤職員一般職の報酬額を基準にした額を、交付金として協議会にお支払いしております。また、勤務時間についても町に準じ、週の勤務が38時間となるよう協議会の出しておられる雇用条件通知書により定められております。したがって、各協

議会におかれましては、休日の行事などもありますが、実施事業のスクラップ・アンド・ビルドや体制や業務の効率化などを行いながら、勤務時間と休暇の調整をして協議会の業務については町非常勤職員と同様に週38時間の勤務を想定しているところでございます。

次の御質問にお答えする前に、介護保険制度の第6期に向けて要支援1、2の方の予防給付が地域支援事業へ移行されることについて、真壁議員は軽度切り離しという表現をされておりますけれども、住民の皆様には誤解を与えてはいけませんので、軽度の切り離しではないということをまず説明させていただきます。要支援の方が現在受けておられる訪問介護、通所介護などが、平成29年4月までに新しい地域支援事業、日常生活総合支援事業に移行されることが軽度の切り離しと思っておられると察します。現在の要支援の方の予防給付である訪問介護、通所介護などは、全国一律のサービスの種類、内容、運営基準、単価などを定めて実施されています。つまり、基準を満たさないと介護保険の予防給付とならないわけですが、新しい制度へ移行すると要支援1、2に認定された方が必要とする日常生活支援のヘルパー、デイサービスなどの基準を市町村の判断でボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人などを効果的に活用できるようになります。移行後の新しい地域支援事業も、介護保険制度内でのサービス提供で、財源構成も変わらないとなっておりますので、介護保険からの切り離しではございません。既存の介護サービス事業者の活用も含めた調整が必要となりますが、日常生活支援は多岐にわたっていますので、基準や単価の設定を決めて全国一律のルールで給付していくこれまでのあり方から、市町村ごとにサービスのルールが設定できる介護保険制度に変わるということですので御理解をいただきたいと思っております。

それでは、御質問のコミュニティーモデル事業の補助金終了後の課題とボランティア確保についてお答えします。東西町で運営していただいております東西町コミュニティーホーム「西町の郷」は、昨年度より鳥取型地域生活支援システムモデル事業を受けて、東西町振興協議会で実施運営していただいております。施設改修費につきましては、1,000万円を補助金として交付、運営費につきましては25年度から200万円を上限に補助金を交付しております。補助率ですけれども、鳥取県3分の2、本町が3分の1となっております。補助金終了後の課題でございますが、県のモデル事業は、平成24年度から26年度までの3年間ということですので、27年度以降の補助金の継続につきましては、長寿社会課と協議を行っていきたいと考えております。また、先ほど御説明しました新しい地域支援事業の中でも、西町の郷の運営支援は可能であると考えられますので、南部箕蚊屋広域連合の中でも検討していただくよう提案したいと考えております。

ここで西町の郷を紹介させていただきたいと思います。利用しております民家は、家主様が他界された後、空き家となっておりましたところ、本事業の趣旨に賛同していただきました持ち主の方の御厚意によりまして、協議会が借りられて運営されております。24年度から東西町地域振興協議会において、住民参加型のプロジェクトチームが立ち上げられ、健康福祉課や社会福祉協議会からもメンバーとして参加しました。年度末から改修を行い、25年6月より、週に3回開所し、毎回8名から10名程度の方が利用され、大変にぎわっております。利用されている方は、皆さんで談笑やゲームをされたり、趣味の活動などをされたり、和やかに過ごされていますが、お昼の時間になると自宅から持参されたエプロンをつけ、料理の下ごしらえをしたり盛りつけや配膳をお手伝いされ、皆さんが和気あいあいとお食事をされております。常時、施設長とボランティアの方が2名ほどおられ、一緒に調理をしたり話し相手をされています。皆さん生き生きとお手伝いしておられます。また、送迎につきましては男性スタッフに御活躍をいただいております。この事業を機会に、ヘルパー2級の資格を取られた方もありますし、12月には全スタッフを対象に認知症の方への接し方について研修会も行われたところです。御紹介いたしましたように、西町の郷でボランティアを行うことが、ボランティアをされている方自身の生きがいとなって、介護予防につながり、非常に喜んで参加されている方もおられると聞いております。他の協議会の町民の皆様も、無理のない範囲でたくさんの方々が積極的にボランティア活動を行っていただき、高齢になっても安心して暮らせるまちづくりに貢献していただければと考えております。

さて、御質問の振興区制度の中でどのように展開しようとしているのかという質問でございますが、先ほども御説明いたしましたように、サービス提供の主体や内容の多様な主体として、大いに期待できると考えております。西町の郷の取り組みは、まさに介護予防の通所介護として、新しい総合事業にふさわしいものだと思います。地域の方から、もっと早く取り組んでほしかった、ボランティアに参加してよかったという声もいただいております。そして今まで、各地より視察が相次いでおります。まだ協議会の中で取り組みの温度差はございますが、集落単位の取り組みも可能と考えますので、これを他の振興区にも拡大したいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず1点目、認定こども園について回答もらったんですけども、一つずつ入っていく前に、児童福祉法の第24条第1項では、2012年に認定こども園できる新システムをつくるに当たって多くの声があって、いわゆる市町村の保育実施義務を残した、こ

これは町長も今認めておられましたよね。この中で、移行後新支援法にいわゆる新しい支援法になるに当たっても、要は従来の24条第1項に基づく保育所も設置可能だという見解が出ていますよね。一つお聞きしておきますが、南部町がすみれ保育園を建てるに当たって、従来の保育所設置も可能であるにもかかわらず、認定こども園を選んだ理由です。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。以前からお話ししておりますけども、やはり幼稚園に通っておられるお子さんも預かりたいということもありますし、地域の方たちと触れ合いたいということもありますし、子育ての相談をお受けするってということもやりたいてことがありましたので、子育て支援センター機能を持っている認定こども園ということで建てていきたいと考えています。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうでしたよね。唯一の理由は町長、今まで幼稚園に行ってた保育に欠ける子供も行けるのが認定こども園だからつくりたいと。大半が、中山間地域では保育所を第一義に選ぶところも半数以上あるんですよ。ありますよね。だって、認定こども園つくってもなかなか大変ですからね。大半は公立は公立保育園選んでるんですよ。第2の手段として、今うちの町が選ぶとしているいわゆる幼保連携で、保育所型でしたね、保育所型の認定こども園を選んだんですよ。だとすれば、そこには課長がおっしゃるように、今まで行ってた保育園の子供の上に、保育に欠けない子供も同じように預かれるんだというのがうたい文句ですね。そうですね。南部町の場合は恐らくそれを保護者に説明すると思うんですが、ところがどっこい、中身が今までと違ってきますよね、町長。さっきおっしゃったように、そしたら幼稚園に行ってる子ども、保育所の子供と同じように、朝の8時半から6時まで通常保育できるのかっていう問題が出てきますよね。ちょっと、そこで、聞いてる人にわかるように、今度の新しい新システム、新支援法では、認定こども園を運営しようとした場合に、どのように子供を振り分けるのか。私どもの資料の中には、認定こども園ということについていえば、認定こども園とがつくるに当たっては、3歳以上児は全面的に子供を無条件に受け入れます。これは事実ですか。仕事がある人もない人も認定こども園には入ることができますよ。これは事実かどうか、確認しますよ。ただし、3歳以下については保育の必要な子供だけ預かりますよ。または、幼稚園の子供のように3歳以下でも預かりますが、お金の基準が違ってきますよっていうふうになるのか。この辺の説明、ちょっとしてください。私立でなくて、うちの町が選んだことについての説明、どういうふうになるのか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長です。今、そのことにつきましては国の会議で議論がされておりまして、どこまで町村の裁量っていうことが出てくるかわかりませんが、ただここでこうなるということは言えないと思っています。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2015年4月、来年4月ですよね、来年4月には、もう認定こども園が始まっちゃうから、少なくともこの秋、10月には募集しないとイケない。そうですね。募集しないとイケない。もう施設も新しくできるでしょう。だとすれば、今度は120人の規模で認定こども園で、保育の必要量も計算しないとイケないし、この子供の保育の認定することもしないとイケないんじゃないですか。それがまだできないということになれば、町長、もしそれがわからなかったら、すみれ保育園の規模等についてもなかなか自信持ってできないんじゃないですか。そこでですよ、聞きたいのは、その大まかな、今、回答ができないっていうことは、国の基準も含めてですけども、どういう保育の必要量が出てきても、うちの町の場合は、以前、町長が臨時議会ですみれ保育園を建てるときにお約束なさったように、現行水準を下回ることはないように運営していきたい、これの回答をもらったらいいいんですよ、私は。だとすれば、どのような必要時間数がきても、どのように必要量がなかったらイケない、認定があっても、そんなこと言ったらへんと無条件で認定しましょうと、国には適当に出すにしても、町の基準で決めて、認定はしましょうと。保育が必要だと思う人は皆、認定します。で、標準時間と言いましたが、標準時間は8時間。笑ってますが、長時間については11時間。この3つをお答えください、それでなさいますかということ。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど課長が答弁しましたように、国のほうで非常に丁寧な議論をやっておるということでありまして、その結論がなかなか出てこない。出てこないで、現場では混乱も広がっておるということもあるようでございます。今、真壁議員がおっしゃったような気持ちで、私はすみれ保育園の建設を進めたいと思っております。少なくとも今の状況よりも悪くなるようなことは想定しておりません。よくしようと思っておりますので。それから、制度そのものも、よくしようと思っております。新たな制度をつくらうと思っております、国も。したがって、それを全国一律に当てはめるために、うちらでは余り想定せんようなことまで起きてくるわけですよ。だけど、社会保障制度で必要な税金を使って公正にやるためには、一定のそういう基準にも従ってやらんといけんということだろうと思っております。できる

だけその今受けているサービスが低下するというようなことを想定してやっておりますので、そこは前向きに捉えていきたいというように思っております。それと、前日も、杉谷議員さんでしたっけ、御質問があったわけですが、要は、南部町の子供が保育園と幼稚園に分かれて、幼稚園がないために、米子のほうに通っておるというような現実があるわけですね。これらを、地域の子は地域で全部引き受けて、一緒に保育園から小学校、中学校と、こういう流れの中で一貫した保育や教育をしていくことが子供たちのためにもいいのではないかと、このように思っております、積極的にそういう方たちを受け入れていきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長のおっしゃること、よくわかるんですよ。この支援法は悪くするためではないんだと、よりよくするために政府が話したのではないかとということなんですけれども、これ、民主党の時代から一旦、総合こども園が潰れちゃって、認定こども園になって、民主党、3党合意で決まったんですけれども、なぜこんなにもめたかという、中身が、今までの市町村の義務を取っ払って、施設給付しとった、施設に給付しとったら、施設に補助しとったら補助金を受けてるところがもうけることできないから、原則は認定こども園になったら、施設給付とおっしゃいましたけど、違いますよね。個人にお金 comes んですよ、これは。この確認ですよ。お金は、補助金は今まで町に来とったのが個人に来るわけですね。そうですね。それが代理で町が引き受けてやるわけなんです。どうなったかという、施設と契約する。施設に補助金が入らないから、介護保険と一緒に、施設経営者は無条件に利益を得ようとしたらすることができると土台つくったのが今回の新支援法なんです。中山間地域でそんな民間も来ないから、公立が困ったことになっちゃったわけですね。そうですね。そこは一致すると思うんですよ。

それで、町長はいいようにしようと言うんですが、残念ながら、そんなふうには市場開放狙っているものだから、何かにつけて保育料が自由になるように変えられてきたっていうのがこの現状ではないですか。そこで、聞いている方々にわかるように聞くんですけども、認定こども園をつくる公立、南部町立認定こども園では、ここに書いてあることについて説明していきますよ、認定こども園は全ての子供を対象に幼児教育と保育を行う。ただし、今回の法律では、保育ができるのは3歳未満、3歳以上児は全部教育になるんですよ。教育は無償でやりたいと言うんですよ、消費税の増税持ってきて。そういう宣伝してるんですよ。ということになれば、幼児教育と3歳以上、全部とりましょう。ところが、さっき、ゼロ歳児から2歳児の受け入れは任意になっちゃうんです。保育に欠ける子供は見ましょう。見ない子供は、ここです、見ない子供は全額お金を

払って見てもらうことになっちゃうんですよ。そういう制度の変わり方ですね。これについて、ちょっと認識問います。町長、どうですか。

それで、だから、鳥取県内でも鳥大の先生とか呼んで、皆さん勉強なさってるんですよ。そういうことにならないためには、先ほどおっしゃったように、課長もおっしゃったように、市町村が条例をつくるときに、認定時間の基準をまず決める。このときに、標準時間ですね、基準時間を8時間とする。長時間、11時間。こういうふうに書けるのかどうかっていうこと。それから、保育料の保育額についても、こういうふうにするということをちゃんと決めないといけないんです、条例で。そしたら、今、見たら、今、3月でしょ。6月か9月に出てこないといけないんですよ。それをこの3月議会で、国はそうですけども、中身についてわからないと言われても、私たち、はい、そうですかと言えない。なぜかという、認定こども園の5億のお金を今回、了解することになるんですから。そういうことを考えたら、中身について、町長、先ほどの認定こども園の全ての子供を幼児教育、保育受け入れ、それはいいでしょう。ただし、2歳以下の受け入れ任意の子供たちで、保育に欠けない子供の保育料も保育に欠ける子と同じように補助金等について手当てするのかなど。これはどうですか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。認定こども園の中で、南部町は保育所型の認定こども園を選択しようとしています。保育所型ですので、今までと変わらないと私たちは考えていますけども、ちょっと補助金の確認のところはまだしておりません、申しわけありません。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そしたら、町長、何回も聞くんですけどね、認定こども園になっても、公立認定こども園は今のすみれ保育園と同じように対応していく。その上に、おまけに、幼稚園に保育に欠けない子供も同額の費用で見る。そういうことですか。ただし、生き残りをかけて、米子の幼稚園等はそうそう園児、離しませんよね。離しませんよ。それは市場原理に乗ってくるんだから、幼稚園、幼稚園でいろんなメニューつくって、園児の、若い子供たちの取り合いっこになる可能性ってあるんですよ。その中で、南部町が、はい、120規模でつくりました。ところが、実際、あけてみたら、幼稚園、いろんなところに可能性があるんだから、南部町ではどのように保育するかっていうこと、早く出さないことには中身が明らかにならないし、安心できないと思うんですよ。そうですよね、町長。とすれば、確認したいこと。幼稚園に行ってる子供も今の保育園に行けたら、同じ保育料で入れるのですね。この確認です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど来、課長が言っておりますように、まだ国の議論が煮詰まっていないので、情報がこっちに入りません。そういう状況の中で、断定的なことを言われても、ここではっきり私が申し上げるわけにはいかないという事情を御賢察をいただきたいと思います。今、ここに手元にある資料なんですけれども、これは2月24日の基準検討部会で示された方針案、案であります。教育標準時間認定は5階層にするとか、保育認定は8階層とする、現行と同様に多子軽減を設けるというようなことが示されておるようであります。3歳未満児も保育標準時間、保育短時間というものがあるって、標準時間では現行制度の負担を基本、教育標準時間認定と整合性を考慮としてあります。それから、保育短時間では保育標準時間認定の一定の割合というようなことが書いてございます。したがって、御心配の向きはわかりますし、それから、私もはっきりと、こうだということをぴしゃっと言いたいわけなんですけれども、国の制度の中でやっているわけですから、そこは御理解いただきたいと思います。国の制度の中で、できるだけ現行のものよりもよくしたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 聞きますよ。標準時間っていうのは、国、幾らだって言ってますか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 標準時間は8時間じゃないですか。と思います。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 標準時間は8時間でいくっていうことですね。標準時間、8時間として、南部町の場合は見るっていうことですね。ということになれば、先ほどおっしゃったように、保育の必要性の認定基準になった場合、標準時間は8時間なんだけれども、保育に欠ける度合いによって、時間数については必要度を町が決めるのですか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。その時間数についても、はっきりはしておりませんが、町村の考えで決められるところになればいいと思っています。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 政府が、標準時間とか保育を認定するよってなことを余り説明させないようにしてるんですよ。そうですね。うなずいてらっしゃるように、そうなんです。不安を与えるから。でも、前の全協でも担当課の職員が言っとられましたけども、どうなるんです

かって聞いたら、これは保育園が介護保険のようになっちゃうんだって言ったんですよね。そうですね。介護保険料のように認定されて、保育の必要量を何時間受けたいじゃなくて、あなたの家庭の子供は保育時間何時間だということを、認定を町がする。そうですね。その確認だけしときます。認定を町がする。はい。保育が認定されます。あなたの子供さんの受ける保育時間は何時間ですよ。これも町が決める。この2つを教えてください。それは事実ですね。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 今、その制度の中ではそういうふうになっています。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そこなんです。制度の中ではそうなっているんですよ。だから、早くやらないことには、9月、10月になって、認定で、あなたの子供は何時間、あなたの奥さんは4時間しかパートしてないから4時間、それ以上8時間見たかったら4時間は自己負担だということになっちゃうんですよ、町長。だから、それをさせないために、8時間は町が見る、そういうことをはっきりと明記してくださいって言ってるんですよ。町長、通じましたよね。どういう制度になっても、8時間は見ましょうということで、それを補助対象とするということをしなければ、保育所の中には、4時間保育や6時間保育の子供が出てきてしまう。必要になった場合には、保育に欠ける子供が幼稚園から来た方がいいが、保育料が倍以上にはね上がってしまうってことも、今の制度ではそうだと言っているんですよ。だから、認定こども園がとていいことだっていうふうには、保護者のほうからはなかなか言えない。黙ってないって言ってるよね。だから、教えないんです。でも、言ったでしょ。さっき言ったように、制度はそうなっているんですよ。そのことをしっかりと説明なされないと、議会でもそうなんです。そういうことを書いてあるから、私どもには、皆さんには情報が来ないと。幾らでもこういう本が出てるんですよ。大変なことになるよと言って、見てくるわけですよ。よろしく願いますってことですね。

それと、時間がないので、町長、もう一つ。民営化の問題では、先ほど言ったように、私たちは、認定こども園とかこの空気余りいいと思っていないんですよ。なぜかというと、町長が言った、全て民でできることは民でやろうという、いわゆる介護保険、一番に高齢者を市場開放に乗せて、総合支援法で障がい者を今度は市場原理乗せて、最後のとりでが保育園だと言われたのが、民主党政権の後、自民党でこれできたわけですね。これは何が狙っているかということ、民営化ですから、この法律の最後のほうには、法人と契約を結んだら、協定ですね、公のところが契約を結んだら、無償ないしは非常に安い金額で新設したものを民間に上げることができるよって書いてあるんですよ。心配してるのは、今、公立保育園として補助金等や起債で建てるわけですよ、

この保育園の行方がどうなるのか。私は、先ほど言ったように、少なくとも児童福祉法の24条の第1項を認可保育園ではなく認定こども園とするというのであれば、公立認定こども園を守るべきだと思うのですが、町長、この意見について、どうお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 公立の保育所型認定こども園を建設をいたします。それから、先ほどの認定についてなんですけれども、ちょっと心配されるお方があるかもわからないので、ちょっと時間借りて、認定イメージという資料をいただいておりますので、ちょっと読んでみます。まず、事由。事由が10あります。就労、妊娠・出産、保護者の疾病・傷害、同居親族などの介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれ、育休取得時に保育を利用していた、その他市町村が定める事由。これが10項目であります。これ掛ける区分があります。保育必要量です。標準保育時間が1、保育短時間を2といたしております。もう一つ掛けます。優先利用、掛けます。これが9つあります。1つ、一人親、生活保護、生計中心者の失業、虐待やDVのおそれ、子供の障がい、育休明け、兄弟姉妹が同一の保育所を希望する、小規模保育事業などの卒園児童ですね、それから、その他市町村が定める事由。これ、3つを掛け合わせて、この認定をするということでありまして、大体想定されたと思いますけれども、これに大概該当すると。市町村が定める事由というのもありますし、まあそんなに心配されなくてもええのではないかとこのように思っております。

それから、大体に今の民間委託の関係なんですけれども、いわゆる日本国憲法が世帯というようなものを、主っていうわけではないわけなんですけれども、それよりも個人を中心にした戦後の憲法、そして法律体系になっております。個人。個人を中心としていけば、結局、これはヨーロッパ型の契約と。個人と社会と契約するとか、あるいは個人と誰々と契約するという、そういう仕組みに大きく変わってきているわけですね。介護保険なんかも認定を受けて、個人が契約すると、個人の尊厳でやるということで、いわゆる家族介護というようなことに押し込めないで、社会で介護するというような方向に変わってきておりまして、これもやっぱりそういう流れの中に位置づけられるだろうなあというように思っております。

いわゆる町が親切心起こして、大変でしょうから税金で面倒見ましょう、給付しましょうというような流れから、それまでは措置でやっていたわけですから。そういう流れから、個人と契約をして、その契約に基づいてきちんと制度的に保障していきましょと、サービスを保障していきましょと、こういうことになってきつつある。その流れの中に子ども・子育て支援新制度も位置づけられておって、旧来のやり方との中でいろいろ調整しなければいけないことがたくさん

あってなかなか決まらんのだというように思っております。いい悪いは別にしまして、私は、そういう流れの中であって、どのように南部町の子供たちをできるだけ育みを一緒に支援していくような手だてができないのかいうぐあいに考えております。

したがって、その本にはいろいろな矛盾点や批判すべき点や書いてあると思いますけれども、やっぱり町長としては、現場に合わせていくと。現場の皆さんが余り困らんように、ああ、いい制度になったなというぐあいにしていかなといけんというように思っているわけです。制度的にどうしてもクリアできんところは、国のほうには県を通じて言ったりしなければいけませんけれども、今のところはそこまでの情報はいただいてない、つかんでいない、いうことであります。したがって、今、ここではっきりこれがええとか悪いとかは言えんが、前段で申し上げたように、大きな流れの中ではそこへあるというぐあいに認識をしております。したがって、民営化というものは、これはするかせんかはまあ別にしても、避けては通れん議論だというぐあいに思っています。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 保育園問題では、先ほど言ったように、町長が言った契約制度になるから、契約制度っていうのはお金がついて回るわけですよ、お金ついて回ってくる。それで、今回の契約制度は介護保険と一緒に、認定されたところには公費の補助があるけれども、認定されない時間には全く自分でお金をつくらないといけない。こういう流れの中に保育園が入ったということなんですよ。これも一致しますよね。そういう中で、町長はなるべく現行と違わないようにやりたいと、矛盾を起らないように。先ほど言った認定や必要量を考える掛け算しましたよね、いろんな、ああいうことを本当に計算しとったら職員が何人おっても足りませんからね。それをやれと言ってきてて、必要量を実際、出していかないといけないわけですよ。そして、申しわけないけども、非常に大ざっぱで全部条例に書いてあるように必要な人は見ましようよって書くのが一番簡単なことですよ。それはできるんですから、あなたの裁量でできるんですよ。だから、それをそういうふう書き込むしか方法はないということを指摘しておきたいと思えます。

で、一つ、このように保育量の認定基準や保育料の保護者負担、いわゆる保育料等を定める条例はいつつくる予定か、一つね。この中には、地域型保育事業の実施をするのであれば、その基準を決めないといけない。先ほど言ったすみれ保育園以外の3つの保育園についてはまだわからないと言ったんですけども、心配は、地域型保育になったら国の基準を該当しなくてもよくなるから国の基準の該当が外れちゃって、保育士が保育士じゃなくてよくなるもんですから、3つの

園については少なくとも現行のいわゆる認可型公立保育所を保つ。町長の答弁、どうですか。それ言ってくれないとこれ終わらない、なかなか。現行で行きますよね。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私の与えられた任期中には公立保育園でいるだろうと思っております。以上です。

○議員（13番 真壁 容子君） 力強いね、それはね。それと、条例、いつつくるか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。国の公定価格っていうのが示されるのがまだ時期がはっきりしておりませんので、それを見て料金を決めてくるようになると思いますので、いつかというのは今、はっきりは言えないところですが、でき次第に早目にやっていかないといけないとは考えています。

○議員（13番 真壁 容子君） 10月に公募するんだもんね。それに間に合うようにしないといけないってことですね。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 少なくとも3つの園は公立保育所で進めたい、認定こども園についても現行基準を下回らないような条例を整備したいという町長の力強い答弁をもらったと、皆さんが保障してくれますから、そういうふうに保育園を運営していきたいということを理解しました。

次に、地域振興協議会です。いい答弁をもらったから、次に余り怒らせないように言わないといけないと思うんですけども、町長、会長、副会長との合同研修会では、私たちは非常に参考になった点がありました。出されてきた会長さんたちの意見、悩みが、本来は町が持つべき、町が考えないといけない課題ではないかっていうふうに考えたのも率直なところなんです。それで、今、やっていることが、会長さんたちが、自分たちは一生懸命やってるんだけど、住民の参加がなかなか少ないということや、役員が役目に終わってて、なかなか積極的に参加していただけないと、認知度が低い。これは、私は制度そのものに問題があるというふうに思っているんです。これを町長と意見しやっこすると、物すごい時間かかっちゃいますよね。でも、少なくとも町が条例で設置して交付金を出している振興協議会である以上、その悩みは会長、副会長だけの悩みじゃなくて、それが全部住民に来ることなんです。ということになれば、この課題を町の課題として位置づけて、それを解決する方向で向かうべき必要があるというふうに思っています。少なくとも、時間がないので、出た、例えば、町道の草刈りが大変なのでサポート事業を紹介した

というんですけども、ふれあいサポートといっても、住民がするわけですよ。今、困っているのは、中山間地域の大変なところはもう担っていく方々がいらっしゃらないから困ってるわけなんです。そういうところでいえば、町道である限りは行政の支援というのがこんなものがあるよという紹介するんじゃなくて、行政がお金を出して町の仕事としてするということが必要になってくるのではないかと思うのですが、その点どうでしょうか。一緒に聞くのはその点です。もう無理してサポート事業あるよっていうように仕事を投げ出さないで、そこを一緒に解決する方向で行くのであれば、町がしっかりと仕事をしていくということが必要ではないかということを指摘します。

同時に、ジゲの道づくりで思いましたのは、ニュータウンが非常にきれいなガードレールつくってらっしゃるんですよ。本来、300万でかかるところ100万円でできた。それすることには敬意を表したいと思うんですけども、正直言って、心の中で矛盾を感じましたのは、本来、町がすべき仕事はきちっと町がして地元の業者に出せばいいことじゃないだろうか。正直思いました。地域振興協議会というのは本来の設置目的である地域の振興や、そこに住民が自主的に参加することに町が力を尽くすべきではないだろうかというのを思ったのです。そこから見えてきたことは、どう考えても町の仕事の下請から成ってるのではないかと思ったのが事実なんです。これでは、中を見てたら、事務局員が忙しいというように、町の仕事の、押しつけてまた語弊があります、押しつけと指定管理をすること等によって、現場はすごく大変ですよ。本来、振興協議会をつくった目的から見たときに、私は一定の見直しの時期に来てるのではないかというふうに思うのですが、この点についてどうでしょうか。ジゲの道というか、もう町道のこと。要請があったら町が動く。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。町道の草刈りについてということなんでございますけども、一応、何となく考え方がちょっとずれておまして、失礼なことを言うかもしれませんが、主眼としておりますのは、町道は町道なので町がやれという論旨で言われる方もいらっしゃるわけでございますけども、自分たちが思っておりますのは、それを地域の方にさせていただくことによって、地域の中でのコミュニティーづくりといえますか、そういうつながりを強化していただく一つの材料になればという気がしております。もちろん議員が言われますように、町道なので町が管理せ、県道だけん県が管理せというのは、これはごもっともな論議なんですけども、ただ、もう一つ考えたいのは、じゃあ町道だけん町の職員が草刈りするのかと。100キロもある町道を……（「そんなこと言ってない」と呼ぶ者あり）6人ほどの職員がやるの

かということにはとても現実的な考えではないというふうに思っております。やっぱり住民の皆さんを含めて、業者の皆さんも含めて、お金を介してということになるんですけども、請負とか協力をしていただいて補助金を払わしてもらう、手数料を払わしてもらおうという形で、やっぱりみんなで協力して町道を守っていきたいというのがありますので、一方的に、町道だから町がやればええ、町の職員が出てやればええ、じゃあ、その町の職員は365日草刈りしてるんですかっていうことになってしまいますので、なかなかそこら辺では議員とは意見が一致はしないわけですけども……（「そんなこと言ってないでしょう、失礼だなあ」と呼ぶ者あり）そういうふうには思っております。

○議長（青砥日出夫君） 時間が迫ってます。真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） こういうことで時間使うの非常にもったいないが、人の言うこと……。町長がお答えになるべきですよ。誰が考えても、町職員、草刈りなんて言っとりませんよ。権限が、財源があるから言ってるんですよ。誰が町職員の方々に毎日出て草刈りなんて言ってます。そういうことを言ってないでしょう。訂正してくださいね。そんなこと言っていない。そんなこと言っていませんよ。手をたたいた方もいらっしゃるけども、失礼千万ではないですか。誰がそんなこと言っています。あなた方が財源を持っているから言うんですよ。責任放棄ですよ、そういうのを。そのことについて、課長でなくて町長がお答えになるべきだと思いますよ。

もう一つ大事な点です。これ、地域振興協議会のところで出てきた介護保険のことですけども、軽度の切り離しではないとおっしゃいますが、町長、時間がないのもったいないからもう一回聞いて座るんですけどね、軽度の切り離しじゃなかったら、あなたが言ったのは要支援と1、2は切り離しじゃなくて、地元の事業とヘルパーまたはNPO、ボランティアに頼むって言うてるんですよ。一体切り離しじゃなかったら、どれぐらいの財源が来るんですか。

先ほど訂正求めますよ。そういうこと言ってませんからね。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 介護保険の御質問にお答えいたします。要支援1、2の平成29年4月以降のあり方が見直されて、地域支援事業に給付から事業のほうへ移行していくということでございますけども、既存の伯耆の国もその中の一事業者として南部箕蚊屋広域連合のほうで単価設定をしていただいて使っていくことも可能でございますので、真壁議員のおっしゃるような切り離しというところではないというふうに思っておりますけども。以上です。

○議員（13番 真壁 容子君） 財源のこと聞いてるよ。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 最初に、その介護予防総合事業の財源のことについてお答えをいたします。こういう資料をいただいております、国からいただいた資料でございますけれども、この資料によりますと、介護予防事業、総合事業、内容は市町村の裁量、全国一律の人員基準だとか運営基準はなしとしてあって、財源構成は今の介護保険の財源構成の中に入っております。

○議員（13番 真壁 容子君） 何%。

○町長（坂本 昭文君） 国が25、都道府縣市町村12.5。

○議員（13番 真壁 容子君） そうじゃなくて、介護保険の何%か、給付額。

○町長（坂本 昭文君） 介護保険の給付は、決められた給付額はそれぞれのあれに従って給付されておりますよ。

○議員（13番 真壁 容子君） 総合支援事業に出てくる割合って決まってるでしょ。今度、総合支援事業になるんですよ、介護予防は。そこはちょっと……。

○町長（坂本 昭文君） 介護予防事業総合支援事業の内容は裁量や人員基準や運営基準なしで、市町村のある程度考えでやりなさいよということですよ。それで、その財源は介護保険給付の中で決めていくということですよ。これをみんなで話し合って。

○議員（13番 真壁 容子君） そうそう。そうなんです。そこを聞きたい。給付の何%か、聞いてるんですよ。（「手挙げてから言って」と呼ぶ者あり）それ、聞いてるじゃない。

○町長（坂本 昭文君） 何%って、どげなこと。わかるかや。待って待って。ほんなら、パーセントについてはちょっと私は頭が悪くて、課長が答えますので、よろしく願います。

ですから、心配なさらなくていいと。財源構成は普通の介護給付の財源構成の中で金が来るようになっておるということをまず御理解ください。

それから、町道の草刈りの関係ですけれども、責任放棄というぐあいにおっしゃいますけれども、私どもはそういう考えでやっているわけではないわけです。広がり続ける行政需要を全部、あなたのおっしゃるように役場が裾野の端の端までカバーし切るなんてことは、これは税金が結局、高くなるということでもあります。行革をして、職員数を減らしておりますので、できる部分については住民の皆さんでやっていただいたほうがいいのではないかと、効果的ではないかと。押しつけているわけではありませんよ。こういうメニューもありますから、いかがでしょうかと、こうやっていただいて、手を挙げていただいた振興協のほうでお世話になっておると、こういうことでありまして、誰も全然構わんところを投げておくというようなくあいにとらないでください。そういうところについて、町は知らん顔しておるということではないので、よろしく願います。自分たちの地域は自分たちである程度整理していくと、アメリカの大統領ですか、何か

をしてもらうのではなくて、何かこう、自分でできることを考えてくださいということを就任のときにおっしゃったそうですけれども、全くそういうことであって、それぞれの地域はそこに住む人たちのものですから、自分たちにきめの細かい、気づいたところをすぐできるような、そういう町政を進めていこうとしているわけです。御理解いただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。今、真壁議員の何%かという質問とちょっと違った答え方をさせていただきますけども、平成25年度予算の中で、要支援1、2の方の通所介護、訪問介護の予算が5,700万ございます。これが平成29年度4月以降に、この範囲内で総合支援事業を行っていくというふうに、今、町長が上げられた本の中には書いてあります。以上です。

○議員（13番 真壁 容子君） それはわかるんです。町長、お答えくださいよ。何%ですか。わかりませんか。

○健康福祉課長（伊藤 真君） ちょっとパーセントは、済みません、その額しかちょっと頭に入らなかったの。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今、伊藤課長がお答えしまして、私もわかったわけですが、いわゆる介護保険については介護保険事業計画というのをつくるようになっております。事業計画。したがって、この事業計画の中で、制度改正に伴って、余りその変化が大きくて落ちこぼれがするようなことがないように、従来のものをやっぱり引き継いでいくような形になるだろうと試みております。今、介護予防に使っているお金というものが一つの参考のベースになるだろうなというように思っているということでございます。パーセントについてはちょっとわかりません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 最後になりました。会長、副会長とお話しして感じたのは、やはりさっき言ったように指定管理を持っていたことと、町の仕事でなかなか大変だろうなということです。本来の地域振興ですね、生涯学習、福祉の充実や、それから産業振興等に住民の力発揮するには見直しが必要だということを指摘しておきます。

それから、介護保険のことについては、町長は、町のお金が広がったら大変だと言うんですけども、もうちょっと国の制度のこと言ったら、2025年に介護保険がパンクするから今回、改定見直しするんですよ。5,700万、5,700万使ったら、今回の改正しなくていいんで

す。そのお金を削るからボランティアに出すって言うてるんですよ。（「時間になりました」と呼ぶ者あり）だから、そのボランティアが地域振興協議会に来るということを町長、想定しないと言ったんですけども、住民から見たら、それが住民へのボランティアの強制になるようなことがないように、それが地域振興協議会を使ってくるということのないようにということを指摘して終わりたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで休憩をしたいと思います。再開は3時ちょうど。

午後2時40分休憩

午後3時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、8番、細田元教君の質問を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 皆さん、こんにちは。私が最後のトリでございますが、簡単に2つか出しておりません。一つは低所得者対策についてということと、あとは予防給付の見直しと生活支援サービス、これは真壁議員の質問とちょっとダブるところありますが、まず低所得者対策についてですが、ことしの4月にいよいよ消費税が8%に上がります。たかが3%、されど3%ですが、この消費税は、皆さんも御存じのように累進課税でして、低所得者から高額所得者まで同じ税率で全部税金がかかるものでして、一番町民の皆さんみんなが困るのは本当に低所得者の方なんです。これに対して、国はいろんな施策でこの消費税の3%分については低所得者に対して手当てをしてくれていると思っておりますけども、これについて、町としてどのような事業、また税とで還元されているのか、お聞きしたいと思います。一応、当初予算では臨時福祉給付金事業というのがありまして、非課税世帯だと思いますけど、1万円の給付が、1年間1万円出るというような報道もありますが、そのほかにこのような低所得者に対して、この税率が上がったときに、このような手当てがなされている、また、国、県、町を通じてやっている、そういうことを皆さん方にぜひとも教えていただきたいと思っております。

それと、予防給付の見直し。さっき真壁議員と町長の質問、また真壁議員の質問、町長の答弁でおわかりになりましたように、今度の介護保険の改正で、要支援1、2、要は介護予防事業が市町村事業に移行すると。これが平成29年までに完全移行。早いところは27年からしてもよい

と、そういう流れになっております。これが介護保険の大きな改正、まだまだありますけども、特に市町村事業に移るっていう大きな流れでございます。これを市町村は、我が町は、これを受けてどのような流れで、また、いつごろからこうされるのか詳しくお聞きしたいと思います。壇上からの質問は以上ですけども、あとは答弁を聞き、発言席からいろいろ質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えしてまいります。最初に、低所得者施策についてでございます。今回の消費税増税に伴い、増税分を社会保障費に充てることが明記されていましたが、4月1日の消費税8%実施に伴う各制度への反映が明らかになってきましたので、その中から低所得者に対する救済措置を目的とした施策について、町民の皆様にご該当する主なものの概要を述べさせていただきます。

最初に、臨時福祉給付金と子育て世帯に対する臨時特例給付金について、御説明いたします。この2つの給付金は、消費税の引き上げに際し、低所得者と子育て世帯に与える負担の影響に鑑み、臨時的な負担の軽減措置として、国の補助金で給付を行うものです。臨時福祉給付金の対象となる方は平成26年度の町民税均等割額が課税されない方が前提となっております。この中から、町民税均等割が課税されている方の扶養親族となっている方及び生活保護世帯を除く方が対象となり、1人当たり1万円の給付があります。そして、加算措置として、老齢基礎年金受給者などに1人当たり5,000円が加えられます。次に、子育て世帯に対する臨時特例給付金ですが、児童手当の支給対象児童への給付で、臨時福祉給付金の対象者と生活保護世帯が除かれて、1人当たり1万円の給付となっております。臨時福祉給付金の対象者数は約2,600人で、そのうち加算対象者を約1,400人と見込み、一方、子育て世帯に対する臨時特例給付金の対象者数は約1,250人として、平成26年度当初予算に計上させていただいております。実際に対象となる方への御案内は、町民税の賦課決定が6月になりますので、町民税の納税通知書の発送が終わってからで、早くて7月に該当される方に通知させていただく予定としております。

次に、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料については、保険税軽減の拡充として、5割軽減と2割軽減の基準額を見直すこととなっております。内容として、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に、被保険者の数に世帯主を含める、(2)2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に、現在、被保険者の数に35万円を乗じていた金額を45万円に引き上げるものであります。軽減世帯の増加は容易に想像できますが、5割と2割軽減世帯の世帯数がどの程度増加するのかは、現在、計算できませんので、御了承ください。

次に、介護保険料についてであります。介護保険料については、低所得者の1号保険料の軽減が強化されます。平成27年度より、保険者の判断で、保険料の軽減の拡大や保険料段階の細分化を行うことが可能となります。具体的には、生活保護受給者の方や市町村民税非課税世帯で本人の収入が80万円以下の方の介護保険料は、介護保険事業計画第5期の基準額で説明しますと、5万8,200円の5割軽減ですので、2万9,100円ですが、27年度以降は7割軽減となりますので、1万7,500円ということになります。また、町村民税非課税世帯で本人の収入が80万円を超えていた方については2.5割軽減でしたが、これを2段階に分けて、120万円以下の方については5割軽減として4万3,600円から2万9,100円に、120万円を超える方については3割軽減とし4万3,600円が4万740円になります。この非課税世帯の軽減の財源としては、給付費の公費負担割合と同率で、国が2分の1、県・市町村がそれぞれ4分の1負担するようになっております。この地方負担分については、地方消費税の増収分を充てると聞いております。町の負担以外の介護保険料の軽減強化につきましては、保険者であります南部箕蚊屋広域連合の議会で御議論していただきたいと思っております。

次に、生活保護関係です。昨年8月に生活保護の基準が見直され、実施については3年に分けて段階的に行われることになりました。本年4月にその2年目分が行われることになっておりますが、消費税の増税影響を盛り込んで基準を見直すこととされています。

このほかにも、制度の改正はありませんけれども、従来から低所得者対策としての施策として、次のものがあります。1つ、児童生徒就学援助・奨励事業。2つ、町営住宅。3つ、保育料減免。4つ、特別医療費助成。5つ、福祉医療費助成などです。

また、このたびの少子化対策として、低所得者に限りませんが、負担軽減という立場から、学校給食費の補助額の増額、学校で使用する教材の町負担化、高校生に対する通学定期代補助などを行うことにしておりますし、従来から、町内企業への非正規労働者の正規労働者への雇用促進活動、緊急雇用創出特別基金事業の利用による臨時職員雇用、就労窓口の開設なども行っております。

また、低所得者の視点ではありませんが、これを機に、消費税制度そのものが及ぼす影響のうち、町立西伯病院などの医療機関における損税について御説明します。損税は控除対象外消費税のことを言います。消費税の引き上げによって、自治体病院も経営的に厳しい状況に置かれます。西伯病院においては、診療材料、医療機器、委託料、施設改修などの費用を恒常的に必要とし、それら費用には全て消費税が課税されています。しかし、病院収入の大部分を占める診療報酬は、社会政策的な配慮から非課税となっており、患者の皆様には負担を求めることはできません。そ

の結果、控除対象外消費税、いわゆる損税が発生いたします。平成24年度実績ベースでは、病院の収益分に係る仮受け消費税額は775万2,000円、費用に係る仮払い消費税額は3,260万2,000円で、一般の会社であれば、この仮払い消費税額部分については売りに転嫁できるために、差し引き消費税額として2,485万円を支払うことになります。しかしながら、さきに申しましたように、病院収入の大部分を占める診療報酬においては非課税であるため、患者の皆様には負担を求めることができません。よって、この部分が病院が負担することとなり、この部分を損税と言っております。国においては、診療報酬の中に税部分が含まれているという解釈であります。2010年まで10年にわたって診療報酬が切り下げられており、実質には医療機関の負担となっているものであります。今回の消費税率が8%に増加されると、その部分はますます大きなものとなります。また、本年度のように大型の機器の入れかえなどがあると、よりその影響は大きくなります。このたびの平成26年度診療報酬改定では、今まで示されなかった診療報酬項目ごとの消費税アップ部分が点数で示され、具体的に見えることとなりました。これにより、消費税改定部分の数値は見えることになりましたが、損税の実態は変わっていません。高度化、多様化する医療ニーズに対応するため、今後も医療機器などの更新や施設・設備の維持管理は不可欠です。また、自治体病院として、消費税を患者に転嫁できる自由診療や室料差額などについて、むやみに引き上げることは容易ではありません。したがって、損税を圧縮するためには引き続き患者様の確保と一層の経常経費等の削減が不可欠であると認識するとともに、引き続き機会を捉えて制度改正に向けて要請していこうと思っております。

次に、予防給付の見直しと生活支援サービスについてでございます。先ほど真壁議員の質問でも御説明いたしましたが、予防給付の見直しについて、正しく御理解いただいております。要支援1と要支援2の認定を受けておられる方に対し、予防給付として全国一律のサービスの種類、内容、運営基準、単価などを定めて保険給付を行っているものについて、生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加促進に向けた予防給付の見直しという方向性が厚生労働省から示されているところです。見直し案の内容といたしまして、予防給付のうち、訪問介護と通所介護、いわゆるヘルパーとデイサービスについては、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の新しい地域支援事業への移行を平成29年4月までに行うこととされております。その他の予防給付は介護保険の中で行うということでございます。予防給付も新しい地域支援事業も介護保険の財源の中で行われるもので、介護保険からの切り離しではございません。これは、介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間事業者、ボランティアなど、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援していくほか、

高齢者も支える側として社会参加、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるということになります。国が示しているイメージといたしまして、訪問介護は、専門家が実施したほうが効果が高い人については既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護も基準や単価など必要な見直しを行って実施ができるようになります。ただ、既存の訪問介護事業所だけでなく、NPO、民間事業者、協同組合などによる掃除や洗濯などの生活支援サービスや住民ボランティアの方によるごみ出しなどの生活支援サービスも新しい地域支援事業で行うことが可能ということになりますので、利用する側は、一律のサービスではなく、このような多様なサービスを選択することができるようになりますと思います。

また、同様に、通所介護につきましても、既存の通所介護事業所による通所介護のほか、NPOや民間事業者等によるミニデイサービスの開催、住民主体の常設サロンや運動・交流の場、リハビリ・栄養・口腔ケアなどの専門職が関与する教室など、多様なサービスが地域支援事業として市町村の特性に任せて新たに行うことが可能となります。現在は個別給付として行っている予防給付と、一次予防事業、二次予防事業という介護予防事業を別々に行っている事業を統合しまして、総合的な事業展開となるほか、柔軟な人員基準・運営基準を設けることが可能となります。

地域支援事業への移行時期につきましては、南部箕蚊屋広域連合で議論していただくべきとは思いますが、準備の整った町から次々に進めていけばよいのではないかと思います。現実的には、本町といたしましては、現在シャンシャン教室などの地域支援事業を行っておりますが、新たに運動機能訓練重視の介護予防教室をスタートする予定にしております。今後、このような教室を各地域で展開していき、その教室の前後の空き時間などを利用して、住民主体で行う地域の居場所づくりを行っていきたいと考えております。

また、今年度、あいのわ銀行の運営委員会を開催し、新しい地域支援事業も見据えた制度改正の検討を行っています。具体的には、外出時の介助や家事援助といった生活支援サービスの利用について、より使いやすくわかりやすい制度となるように、運営委員の皆さんで議論を重ねていただいております。また、集落でのいきいきサロンの開催のお世話や配食サービスとして調理や配達を行っていただいている方が、よりやりがいを持ってボランティアに参加していただけるような仕組みづくりを検討しているところでございますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 大変細かに説明していただきまして、町民の皆さんも大体わかったじゃないかなあと考えておりますが、確かに消費税8%になる。これ、国でも大きな議論にな

りましたが、この上がった分3%、もちろん社会保障に充てるのが大前提でして、そこには今回の我が町の当初予算にありました子育て支援、これにもこの消費税が入っているというような間でございます、そのように社会保障プラス子育て支援、これについて今回の3%が入ると。けども、その中で、やっぱり、今、言われましたように、国のほうも一遍に上げると大変だということで、臨時福祉給付事業というのを、これはまだ今、確定申告中ですけども、町民税非課税世帯だと思いますけども、1万円を給付すると。予算説明書によりますと、これに該当者が大体2,610人おられるようです。我が町の人口で大体1割の方がそういう影響があると。それプラスお年寄りの方がこれプラス5,000円あるんですね。これが1,400人。2,610人のうち1,400人の方が1万5,000円もらえる。要は、1割の方がそのように大変な方なんです。これが毎月1万5,000円もらえるなら、それはええと思いますけど、年に1回でしょ、たしか。考えてみたら、年に1回1万5,000円もらっても、消費税3%に相当するだろうかと考えますと、今、いろんな、もちろん介護保険料、後期高齢者医療、国民健康保険、7割、5割、2割軽減が5割と2割の軽減の方が拡大されまして、それもある程度影響あって、それなりに網羅しております。また、今、西伯病院のことを言われましたけど、この消費税が上がるで一番問題になったのがこの医療関係と介護事業者関係です。上がった分を全て利用者さんに転嫁すれば問題ないですけど、これは絶対転嫁できないという大原則がありまして、これは消費税が上がって経営が傾く医療機関、介護事業者があるんじゃないかという危惧もされて、それに対して何ぼか手当てができるように点数の上になりましたけど、そういう大きな問題でございます。

それで、きょうの日本海新聞にえらいタイムリーに出てまいりまして、28都道府県が消費税が4月に上がることに對して対策を講じる。県は講じたんです。ほとんどが中小企業の支援等で、商品券とかそういうものを配っておりますが、鳥取県では住宅需要の腰入れ防止に助成を新設すると。どういうことかと言いますと、地元業者に依頼して木造一戸建て住宅を新築する世帯へ補助を始めた。これを始めるというのが鳥取県なんです。このように、県も中小企業の支援をするようになった。ほとんどのところがそういうとこと商品券ですけども、我が町もそういうことが、懸念することがあろうと思いますけども、今回、この消費税に上がった分のほとんどが少子化対策に回ってますけども、こういうところにも目配りされるかどうか、お聞きしたいと思いますが。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。消費税を社会保障に充てていくという国の方針でありますので、少子化、子育て支援対策に重点的に充当するような予算を組ませていただきました。これは生活密着型といいましょうか、生活支援型であります。産業の支援というような部分につ

いては、従来、今の商工会を通じて、とくとく商品券の支援などもやっておりましたけれども、実は、打ち切りという方針を当初、出しておりましたけれども、よくよく考えてみれば、消費税のアップで減少するというような、消費が減退するというようなことが想定する中で、これを打ち切るというのはどうかなあというようなことを考えまして、これを継続して支援をしていこうというように予算組みの中でさせていただきました。

それから、もう1点は、子育て支援施策の中で、幼児の、就学前児童の保育園、通わせておられる保護者の方のガソリン券といいましょうか、油の券を支給しようと。これはそういう子育て支援というか少子化対策に着目した施策ではありますけれども、結果は町内の業者さんが潤うということだろうというように思います。町内に限定したいと思っておりますので、そういう施策もございます。

それから、新しくまきの生産、供給、販売などを通じて、新しい産業起こしというようにことを支援していく必要があるのではないかとというようなことで、これは新規雇用も含めて、そういう体制をつくって自然エネルギーの関係を南部町で目立たせていこうというようなことを考えております。これらもきっと所得の低いお方あるいは失業されているお方の支えになるのではないかと考えております。

それから、緊急雇用事業などで介護の人材を育成しようと。あるいはまた観光ですか、そういうことの人材育成というようなことも配慮をいたしておまして、消費税が8%になるので、町内の産業政策を具体的にどうするのかというような視点で特別にやったわけではございませんけれども、さまざまな施策を通じて、この衝撃を少しでも和らげる。それから、南部町において、何とかこういうことを乗り越えていかなければいけないということで支援施策も考えてきたわけでありまして、具体的にどれだということにはなかなか言いにくいわけですが、よろしく願います。

それと、毎年来らええですけどということですが、大体消費支出の1年半分ぐらいを想定して1万円を支給すると。生活、特に低所得者ほど生活に必要な食料品の消費支出が高いという現状があるわけですから、これの大体1年半分ぐらいのものに相当するものを1万円として給付するというぐあいに私は聞いております。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 今、いい話聞かしまして、一番私が心配したのは、私も貧乏人から育ったもんでして、一番困っているのはやっぱり食料品なんですね。それが1年半を見越して、これ1万円ぐらい給付されたっていうのは初耳ですけど、それは大変うれしいですけど、低所

得者ほどよくそのように食料品買うっていうのはこれはまあしょうがない。エンゲル係数が高くなるなんですか、これ、どうしても。そこで、この国保税とか介護保険税、後期高齢者の保険税、一応、7、5、3、2割軽減のグレーゾーンのところが一番問題になったところが拡大になったから、それはまあ僕は効果があると思うんです。

もう一つは、これと同じように、町民税とか県税とかあろうと思いますけど、この一番非課税になるグレーのところがありますが、際が、あそここのところが一番、私、問題じゃないかと思っていて、そこに対しては国保税とか、あんなのはそういう軽減税率がまた拡大になったと。あと、我が町でそういう税金でそういうことが可能かどうか。今みたいに3%上がる。ここから先の人は非課税でいいんだ。この際におる方がそういうことが可能か、できるかどうか、その辺はどうでしょうか。その辺が、その際のところが一番えらいんです。一遍、一気に非課税になったり、そういうことになれば、ばばばっと何にもかんにもいっちゃうんですけど、このならない、ここから、例えば1万円超えたために非課税になったと。このただ1万円、ほんならあったために課税世帯になって、がたがたがたといきたと。けども、そこには5割、2割軽減の拡大である程度拾われる者があります。今、言った国保、高齢者医療、介護保険。ほかにはこういうことができないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。確かに細田議員さんのおっしゃることはよくわかるんですが、今の税法上でどこで線を引くかということになりますので、これはちょっと無理だと考えます。難しいと考えます、それは。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 恐らく国税の税法が絡んでできない。それがもし町独自で単独でこれが可能かどうか、条例とかつくって、そんならまたそれによったらそのグレーのところが出てきますけども、そういうことはやっぱり無理でしょうかね。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。先ほど申しあげましたように、無理でございます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） ここで、はい、わかりましたって、高所得者はいいかもかもしれませんが、そういう人たちのことを思い浮かべると、何とかしてあげたいと。けども、いろんな施策が町に今回、まあ国保とか介護とか高齢者医療がそのように手当てされたっていうことだけ

でも、若干違うかなあと考えてますが、ちょっと確認させていただきます。私、後期高齢者医療のほうに出ていますけども、今まで5割軽減、2割軽減で収入が、収入だったな、192万5,000円、それと、2割軽減の238万のところが限度でしたけど、今度はこれが拡大して217万までが5割軽減が拡大になったと。それから、2割軽減も258万まで拡大になったと。これは国保とか介護保険も一緒なんですか。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。国保と介護が同じかというふうに……（発言する者あり）自分は実は勉強不足で国保のほうしかわかりませんが、どうもちょっと違うなというふうに考えております。国保のほうの5割の軽減、基準額がいわゆる今まで、例えば5割軽減ですと、所得金額がその世帯の57万5,000円、ここにラインが引かれておりました。それが今度、24万5,000円これアップするというようなことになりまして、ちょっと先ほど言われたそれぞれ国保ですとか介護ですとか、ちょっと違ってきているのかなというふうに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） ていうことは、今、ちょうど申告のときですので、それがはっきりせんと人数とか世帯とかは出てまいりませんね。そうでしょ。それともわかるの。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。町長の答弁の中にもございましたように、実は、今のシステムでは1つの世帯ごとに所得を見て判定をする関係で、そのプログラムがまだできておりませんで、その5割軽減世帯がどれぐらいになる、それから2割軽減世帯、どれぐらいになるということが、実は、今、数字を申し上げることができません。御了承くださいませ。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 今度の5月か6月の国保の運協等でまた詳しい言って、その議会でまた詳しくお聞きしたいと思います。低所得者対策については、まあそれなりにいろんなメニューがありましたということで、また少子化対策にもこれは準じてできていると、ある程度できてることで、町民の皆さん方にも周知できたんじゃないかと思えます。

あと、予防給付のことですが、町長、私はこの今回の取り組みについて、今、これがなければ、今までも介護保険の改正、介護保険のことは広域連合で言えばいいんですけど、これは生活支援で、私たちの町に生活密着するようなことですが、訪問介護等を言っとったときに、余り介護介護言ったらその人の自立が妨げられるのでだめですということが大きな問題になりました。これ

が今回の制度改正、町にそういう制度が全部行きて、町の支援事業に一括になる。私はこれは南部町の、あっ、福祉の町南部町がまた復活する、やり方によっちゃあ復活すると私は確信しましたが、町長はどのように思われましたか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。真壁議員が先ほど御指摘になった、2025年度に向けて介護保険がもうやれんやあになあだと。多くのボランティアを募ってやらせるんだというような見方もないことはない、あるわけですね。確かに、このまま行けば介護保険料も8,000円、1万円というようなとんでもない数字になるという想定になっておりますので、そういう考え方、御批判もあるだろうなというように思うわけですが、私としては、いわゆる保険ですから、保険事故に対して給付をするわけですから、保険事故でもないと言えないわけですよ、介護予防という、いわゆる保険事業の一番裾野というか、もうぎりぎりわからんようなところの部分まで末端まで保険事故で取り扱って給付を行うと、全国一律に。こういう考え方は、私はいかなものかと前々から思っているわけです。はっきり介護という事故があったときに給付を保険できちんとすると、これはもう非常によくわかる。ところが、介護予防というような、まあ、何かね、保険とはちょっと違うような部分を保険で保険事故として給付をしていくということですから、余り正直言うと、賛成ではなかったわけです。ところが、今回、もうやれんようになってきて、結局、全国一律の基準で、何人には何人職員が必要だとか面積がこれぐらいないとけんとかいうような面倒くさい基準があったわけですが、そういう基準はちょっと置いて、市町村事業でそれぞれの町村で違いがありますから、そういうものを活用してやれということに変わるわけですよ。ですから、私は工夫できる余地というのができたというように思っております。先ほども答弁でお話ししました、あいのわ銀行などがもう一遍、きちんと整理し直して、こういう事業に対応できるようにしたいというように、さっき答弁したとおりなんです。まあ復活するかどうかというのはわかりませんが、私も腕の見せどころといいたいまいしょうか、それぞれの町の取り組み次第で大きく変わるだろうなというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 今、町長が言われましたように、これ、やり方次第。首長さんの判断でいうか、やり方次第で、私は変わると思います。この財源が介護保険から来るでしょう。だけん、要支援切りとか一切ないんです、普通は。今までどおり、その人は今までどおりできるんです。ただ、財源食うだけでやり方が地域支援事業で地域がするだけの話ですけども、これをたしかこのまま今、使ってるのは、まだ全部使ってないんですわ、全体で。今、真壁議員が何%

あるんだと言いましたけども、全部で大体二十五、六%、30%までなんですけど、それが全県下でそこまでこの予防事業、使ってません。それを使うと、保険財政がまた圧迫するんですよ。それで、これを今度は市町村が単価決めるっていうことになりましたでしょ。我々、市町村が南部町だと思っと思ったんですけど、これ、広域連合が単価を決めるらしいんですけど、これはまた広域連合議会でお聞きしますけども、ならば、我が町に要支援の1の人が65名、今現在、見込みです。要支援2の方が115名おられます。予定ですよ、見込みです。この方やちが、この人やちはもちろんケアプランはあそこのすこやかなの包括支援センターがしてると思いますけども、例えば、1週間のうち、デイサービスとかは1回か2回なんですね。本人の方は、ここには、例えば、料理をつくってほしいと、みんなと遊びたいね、みんなと一緒にデイサービスしたいね、たくさんおられるんです。家の人もみんなと一緒にあって元気になってやってというのが本音なんです。これの一つのモデルになったのが西町の郷なんですけども、こんなことで、これをもっともっと広げないけんとは私は思ってます。一つが、ある方はボランティアの強制じゃなかったって言われました。見ればそのようになりますけど、うちげの西町の郷の人、強制ではなかったです。そのように、みんなが3月11日、もうすぐ来ますけど、あんときのきずな、助け合う日本の文化、日本人の持っている文化、助け合う文化、要は人間力ですけどね、そのようなのがあって、やっぱり。それを町長、町長が所信表明で言われました、風と空気なんだ、私、思いますが、ここにそういうような風と空気、地域の住民力をアップさせるような、昔、持った向こう三軒両隣、あのようなことを復活できるような空気を、風を起こしていただきたいと思えますけども、町長はそれ、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。風と空気の話もしましたけれども、確かに、制度の変わり目、変化の機先を捉えて、波の頭に乗って先を見通しながら後ろからは風を受けながら施策を展開していくというようなことを心がけて、従来もきまして、今回もこういう制度の改正を後ろ向きに捉えずに、私は前向きに捉えていきたいというように思っているわけです。現在、例えば、うちの部落なんかでも、いきいきサロン、やっております。これ、1カ月に1回なんですよ。それはもうボランティアでお世話するわけですから、そんなにそんなにたびたびボランティアでということにはならない。しかし、30日、毎日、29日は独居で閉じこもっておられるわけでありまして、例えば、これを週に1回ぐらいいきいきサロンができれば、それでもみんなと出会える機会が1週間待てばやってくるわけですから、これはそういうことを通じて、認知症の防止だとか閉じこもり防止などに使えるわけですよ。使えるわけです。そういうこともありま

す。

それから、ヘルパーさんの派遣なんかも、今の基準でいえば、1時間行って、はっきり言って、1時間何をするんでしょうかね。台所の掃除したりお部屋の掃除したりすれば1時間になるかもしれないけども、本当は一番住民の人が、その介護を受ける人が欲しておられるのはまあ30分程度何度も来て世話してもらいたいというのが現実ではないでしょうか。30分程度。食事のときや、それから、ちょっと困ったときには相談相手にもなってほしいし、洗濯もんの入れたり、それから、ごみ出しだとか、そういう短い時間を何度もお世話になったほうがいいのになあというのが思いだと思うんですよ。今の基準で1時間でヘルパーさんが行きて、後はまた1週間先です、ちゅうやなことでは本当行き届いていないというように私は思うわけでして、そういうことがある程度町の方針でできると。介護サービスと通所介護ですから、デイサービスの部分がこれを総合事業でやってくださいということですから、私は、そういう現場の状況から、訪問介護はもうちょっと短い時間でたびたび行けるような仕組みにしたいと思っておりますし、それから、それぞれの地域で今、やっていただいておりますいきいきサロン、ああいうものをもうちょっと回数ふやして、そこにちょっとでも支援ができるようなことになれば、認定して、そうしますと、ボランティアでやっておられる方にもわずかでもちょっと資金もできますし、それから、実際に要支援のお方も非常にいいのではないかと、こういうことを描いているわけです。そういうことに対応するように、今、支えの仕組みをあいのお銀行を制度改正して、これを再編して、動機づけにしようと思って取り組んでいるわけです。一応、26年中に制度改正を行います。26年中に。27年にそういう制度がスタートできるように、あいのお銀行を変えていくということで、そういう体制をバックグラウンドというんでしょうか、そういうものを整えといて、総合事業に移行していくと。ただ、移行してサービスが全然変わらんかったら意味ありませんので、そのように考えているわけです。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 余りこういう大きな声で本当はみんなの前で言いたくなかったんですけど、介護保険が平成12年に始まりまして、この介護保険が始まってから、悪いこと言えば、地域のコミュニティーがぶつぶつと切れちゃった可能性があります。普通は今まであそこのおじいちゃん、おばあちゃん、また、隣近所、向こう3軒、きちっとみんなで助けやっこしたんですけど、あっこのおばあちゃん、今、あそこのサービスが入ってるんだってってことで、手を引いちゃうんですね、皆さんが。それによって、おかしなものが現実だと思います。これが介護保険の、私は罪のほうに当たるんじゃないかと思っておりますけども、これを今回の総合支援

事業、また、予防事業、こっちに来たときに、これを見直すと。支え愛マップとこの今、予算も上がってましたね。そういうことをしてやっていただきたい。私も去年でしたか、熊本県の山鹿市にちょっと視察行ってまいりました。このところは地域でNPO法人を立ち上げて、そこに老人会の会長さんがその会長になって、その地域の人を面倒見ておられた。いきいきサロンみたいな感じで。弁当もそこでつくって、近所のお年寄りに弁当を配達しておられました。配食。それも玄関先に置かないで、堂々と家に上がって、おい、僕らがつくった御飯だと、食べなさいっあって、枕元まで持っていき話してやっとなる、地域住民でやってる組織が山鹿市にありました。これがそういう組織をつくって、お年寄りたちが一生懸命みんなで、そこに若いお母さんもおられて料理しておられる。どうしてですかって聞いたら、放課後自分の子供がここに来ると。それは放課後児童クラブも一緒にやっておられたんですね。このような制度設計を今後とも南部町は必要だと私は思います。今後は、今、町長があいのわ銀行再構築と、そのあいのわ銀行持ってるのは社協でございます。この社協と連携して、福祉課と連携して、また町とも連携し、また地域住民とも連携し、地域振興協議会とも連携した住みよい、僕はまちづくりが、これを利用してできるような気がいたしますけども、最後、4時になります、もうやめますが、町長のこの決意をお聞きしてやめたいと思いますが。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町長のマニフェストの中で、福祉の充実ということ掲げてやりまして、一貫して、この福祉については力を入れてきたという自負はあるわけです。今、地域包括ケアシステムということを国も言っておりますし、私自身も地域包括ケアシステムというものを究極的な福祉のまちづくりの姿として描いております。これは医療も入ります。医療も入る、福祉も入る、保健も介護もみんな入るといって、壮大な構想なんですけれども、包括的に過不足なく適正に必要なときに必要なサービスが行き届くと、こういうイメージであります。これをなし遂げるのにはやっぱり役場だけではもちろんできません。NPOや振興協議会やボランティアの皆さんやさまざまな皆さんの力が必要であります。とりわけ、中心に医療というものが無いといけん。医療がない包括ケアシステムというのは、私の頭の中ではちょっと考えにくいわけです。そこで、今回、本当にお願ひして、お願ひしまして、拝み倒して、健康管理センターのほうにドクターの資格を持った方にお世話になるように予定しております。そういう方を中心にして、病院と診療所の連携というようなことを通じて、いろんなことをやっても困られたときに病院と診療所が離反して行き届かんということがないようにしたいと思っているわけです。いざいざときには医療がちゃんとありますよと、困られたときに御心配ないようにというぐあいに

したいわけです。医療が中心にいと。これは前面に出ないわけですが、バックにはちゃんと医療がついておるといふ状況をつくる。そういう中で、介護保険事業者やさまざまなものがうまく連携してやるわけですが、やっぱり主役は住民の皆さんだと思います。住民の皆さんがそういう構想を理解していただいて、御協力をいただくということにかかっているというように思っております。小学生や中学生のこのボランティア体験などを通じて、5級ヘルパーだとか6級ヘルパーだといふような制度もつくってききましたが、精神的にはそういう働きかけして、福祉のまちづくりをやっているわけですが、具体的に何か仕事がないわけです。具体的な仕事がない。やろうと思ったときに仕事がない。サービスがないのも困りますけれども、せっかくそういう思いを持った子供たちが、何かこうやりたいと思ったときにお呼びがないといふようなことでは困るわけですし、こういう部分はやっぱりあいのわ銀行などで動機づけをしていくということが必要だろうといふように思っております。そういう仕事をつかって、やっぱり体験しながら生きがいも感じていただく、この町のために自分は必要とされているといふような思いをやっぱり若い人にも持っていただく。それから、高齢者ですけれども、西町の郷なんかでは、まだお元気な方がお世話するといふ立場にもなって出かけておられます。私も行って見させていただきました。ですから、お世話を受けるところもありますけれども、人のお世話をするといふ部分もまだあるわけですから、そういうところを励ましていけば、本当にさっきおっしゃったきずなのしっかりしたい地域がよみがえるのではないかと。また、そのことが一番幸せの原点だと。人のために役に立つ、社会のために役に立っているといふ思いですね、自分は。そういう思いが一番幸せの原点になっているのではないかといふように思うわけですし、そういうことを恥ずかしくなく制度的にきちんとそれを支えていくと。制度で支えていくと。みんなでそういう町をつくっていききたいもんだなあといふように思っているところです。課題は多いですけれども、引き続き頑張っていきたいと思っておりますので、また議会のほうでも御協力をよろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 今度のすこやか健康管理センターにセンター長に新しい人が、お医者さんが来られると。それで、地域包括ケアシステムをそこで構築して、全町でこれを。要は、何だ、今までの私の経験でも、お医者さんが本気になったら大概のとはカバーできるんです。これをぜひとも南部町のこの地域力と住民力がアップできて、みんなで地域に包括的に高齢者も障がい者も子供さんもみんなが暮らせるようなシステム、また、この人材育成をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて質問を終結いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

2月13日に開催いたしました議会運営委員会までに受理した請願、陳情はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

10日からは、各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。

以上をもちまして閉会といたします。

午後 4 時 0 3 分散会
